

平成 31 年 第 1 回

菊陽町議会 3 月定例会会議録

平成 31 年 2 月 27 日～ 3 月 15 日

熊本県菊陽町議会

平成31年第 1 回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
2 / 27	水	開会・行政報告・発議・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第11号～議案第17号）質疑・委員会付託
2 / 28	木	議案審議（議案第 2 号～議案第10号）質疑・討論・表決
3 / 1	金	休会（議案調査）
3 / 2	土	休会
3 / 3	日	休会
3 / 4	月	休会（議案調査）
3 / 5	火	休会（議案調査）
3 / 6	水	一般質問（ 2 人）
3 / 7	木	休会（議案調査）
3 / 8	金	休会（議案調査）
3 / 9	土	休会（中学校卒業式）
3 / 10	日	休会
3 / 11	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 12	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 13	水	文教厚生常任委員会
3 / 14	木	休会（議事整理）
3 / 15	金	議案審議（議案第18号）質疑・討論・表決 委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成31年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	布田 悟 (P76～)	1. 熊本空港への鉄道新線の整備計画について	(1)熊本の経済四団体も知事に要望書を出すなど鉄道新線整備に伴う空港周辺地域の開発に期待を寄せている。 菊陽町として本計画に対する取り組みはどう考えるか。 (2)地域経済団体や関係商工業者組織との意見交換や情報の共有化が必要と思うが、どう取り組むか。
		2. 白川流域かんがい用水群の観光資源化について	鼻ぐり井手が目玉のかんがい世界遺産群化により観光スポットとしてもっと認知度を高める必要がある。これには大津町、熊本市との連携による一体化した取り組みが必要である。現在の鼻ぐり井手公園の活性化を含め、どのような展開を考えているか。
		3. 要支援児童・生徒の心身を守る対策について	(1)本町における、児童・生徒の不登校やいじめの実態はどうであるか。 (2)子供への虐待が、子供のSOS要請にも拘わらず、大人の怠慢で死に至らせるケースが相次いでいる。 本町では問題となるケースはないのか。 (3)子供を必ず守るという、学校、教育委員会、児童相談所、警察の協力体制と連携が必要であると思うが、どう捉えているか。
		4. 北朝鮮による日本人拉致被害者問題に対する学校現場での取り組みについて	(1)（北朝鮮）国家による人権侵害の最たるものである拉致問題につき、その啓発のための教育的取り組みはしているか。 (2)熊本県と本町との拉致問題啓発及び認識への取り組みは格別であると思うが、どう考えているか。
		5. 特色ある学校教育の推進について	(1)英語教育の充実が掲げられているが、具体的な取り組みは何か。 (2)グローバルな人材育成を目指す観点からオーストラリアのバックスマーシュ校との相互交流が始まって久しいが、その成果を検証した結果と今後の継続をどう考えているか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		6. 定住促進事業について	(1) 国内には集落の過疎化対策として、各種の定住促進化事業がとられている。菊陽町における定住促進事業の成果と現状はどうか。 (2) 空港線鉄道路線事業開発で熊本市東部地域と白水台地の開発も当然進むものと考えられるが、この開発計画を視野に入れた定住促進計画を考えるとどう思うかが考えるか。
2	小林久美子 (P86～)	1. 老人福祉センターの施設改修について	施政方針では、計画的にすすめていくとあるが、今後の計画はどうなっているのか。地域福祉の拠点であり、災害時に「福祉避難所」としても機能をもたせるのか。
		2. 子育て支援について	(1) 公立保育所を民営化することにより、生まれる財源はいくらになるのか。 (2) 4月の保育所の入所見込みはどうなっているのか。兄弟が別の園に通園している問題は解決したのか。10月からの無償化により、保育所の入所見込みはどのように考えているのか。 (3) 学校給食への半額補助ができないか。 (4) 高校3年生までの医療費の無料化については、町長の公約にもあったが、いつ実施していくのか。いくらかかるのか。
		3. 保育士の待遇改善について	(1) 各保育所の保育士の充足状況はどうなっているのか。調査しているのか。 (2) 給与など保育士の実態調査が必要ではないか。 (3) 他の自治体では、保育士の確保のために「就職奨励金や宿舍の借り上げ」などの施策を行っている。潜在保育士の確保を含めた対応が必要ではないか。
		4. 国民健康保険制度について	(1) 今年度の短期保険証の発行数や国保税に関する差押え状況は、どうなっているのか。短期保険証は、1か月を3か月に延長できないか。 (2) 国保加入世帯で18歳以下の子どもがいる世帯数と子どもの人数はどうか。18歳以下の子どもの均等割を全て免除すればどの位の予算がかかるのか。 (3) 一般会計から法定外の繰り入れを行っても、国保税の引下げが必要ではないか。

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成31年2月27日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成31年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成31年2月27日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 発議第2号 渡邊裕之議員に対する辞職勧告決議案

日程第6 町長提出議案第2号から議案第18号までを一括議題

日程第7 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第8 議案第11号 平成31年度菊陽町一般会計予算について

日程第9 議案第12号 平成31年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第10 議案第13号 平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について

日程第11 議案第14号 平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第12 議案第15号 平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第13 議案第16号 平成31年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第14 議案第17号 平成31年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託（別紙 委員会付託予定表）

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 矢 野 厚 子 君

2 番 大久保 輝 君

3 番 阪 本 俊 浩 君

4 番 西 本 友 春 君

5 番 那 須 眞理子 君

6 番 佐々木 理美子 君

7 番 中 岡 敏 博 君

8 番 吉 山 哲 也 君

9 番 北 山 正 樹 君

10 番 布 田 悟 君

11 番 石 原 武 義 君

12 番 岩 下 和 高 君

13 番 大 塚 昇 君

14 番 川 俣 鐵 也 君

15 番 上 田 茂 政 君

16 番 小 林 久美子 君

17 番 甲 斐 榮 治 君

3. 欠席議員

18 番 渡 邊 裕 之 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 山 川 真喜子 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	吉 野 邦 宏 君
教 育 長	上 川 幸 俊 君	教 育 部 長	安 武 卓 明 君
総 務 部 長	阪 本 浩 徳 君	福祉生活部長	阪 本 章 三 君
健康保険部長	服 部 誠 也 君	経 済 部 長	士 野 公 典 君
土 木 部 長	大 山 陽 祐 君	会計管理者兼 会 計 課 長	市 原 憲 吾 君
総 務 課 長	板 楠 健 次 君	総合政策課長	中 島 秀 樹 君
総務部次長兼 財 政 課 長	西 本 一 浩 君	総務部次長兼 税 務 課 長	酒 井 章 彦 君
人権教育・啓発課長	古 賀 直 之 君	東部町民センター所長	西 本 俊 子 君
福 祉 課 長	相 馬 仙 助 君	子育て支援課長	内 藤 優 誠 君
町 民 課 長	渡 辺 博 和 君	健康・保険課長	東 桂一郎 君
介護保険課長	宮 川 照 之 君	農 政 課 長	山 川 和 徳 君
商工振興課長	川 上 一 弘 君	土木部次長兼 建 設 課 長	小 野 秀 幸 君
都市計画課長	井 芹 渡 君	下 水 道 課 長	矢 野 和 幸 君
環境生活課長	丸 山 直 樹 君	総務課総務法制係長	小 泉 秀 和 君
学 務 課 長	矢 野 信 哉 君	生涯学習課長兼 中央公民館長	梅 原 浩 司 君
図 書 館 長	川 端 慎 一 君	農業委員会事務局長	鍋 島 二 郎 君

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前10時9分

○副議長（甲斐榮治君） おはようございます。

本日は、議長から病気のため欠席の届けがあっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を副議長が務めさせていただきます。

ただいまから平成31年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番阪本俊浩君、4番西本友春君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月15日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月15日までの17日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○副議長（甲斐榮治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査11月、12月、1月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般、議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○副議長（甲斐榮治君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成31年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

そして、ただいま大塚議員、川俣議員、小林議員におかれましては長年の議員としての活動を高く評価されまして表彰を受賞されましたこと、誠にめでとうございます。

平成30年度末を迎えたところでありますが、町の最近の状況について行政報告をいたします。

最初は、熊本地震からの復旧・復興対策についてであります。

まず、震災関連のすまいの再建支援事業についてであります。

町事業の転居費用助成事業は1月末現在で117件、民間賃貸住宅入居費用助成事業は5件を受け付けております。

なお、これまで行ってきました被災者支援事業についても、継続して支払い事務等を進めてまいります。

次は、仮設住宅についてであります。

応急仮設住宅の光の森仮設団地の入居者は、1月末現在で4世帯12人、みなし仮設住宅の入居者は1月末現在で29世帯77人で、入居の期間は入居時から2年間となっています。今後も、住まいの再建について支援をしてまいります。

次に、被災農業者向け経営体育成支援事業についてであります。

この事業は、被災した農産物の生産、加工に必要な施設の修繕や農業用施設の再構築について補助を行うもので、昨年10月までに全ての物件で工事が完了しております。実績としまして、延べ113経営体231物件、5億1,212万円の補助金を交付されております。

次は、共同墓地復旧支援事業についてであります。

現在までに延べ23地区40件の申請があり、38件に補助金交付を終えたところであります。残り2件につきましても、本年度中に補助金交付を行う予定であります。

以上、震災関係について報告しましたが、今後も復旧・復興計画に位置づけた事業を着実に実施し、災害に強い「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現に取り組んでまいります。

次は、災害関連事業として防災についてであります。

まず、（仮称）光の森多目的広場の防災広場としての整備についてであります。

現在、本工事に先立ち、照明灯整備工事を一部発注し、工事に入っております。また、12月の定例会で可決いただきました約6億1,200万円の本体工事等につきまして、年度末の発注、着工に向けて準備を進めてるところであります。

なお、本工事につきましては議会案件となる予定でありますので、その際はよろしくお願いいたします。

次は、総合防災訓練についてであります。

2月24日日曜日に、菊陽西小学校の体育館、運動場において菊陽町総合防災訓練を実施しま

した。当日は、午前9時に震度6強の地震が発生したと想定し、防災無線による避難の呼びかけにより、菊陽西小学校区の住民が西小学校へ避難訓練などを行いました。この避難訓練には、菊陽西小学校区の住民、スタッフなど900人を超える方々が参加されました。避難訓練と並行し、災害発生時の初動時訓練として、町の課長以上の職員による災害対策本部設置、立ち上げ手順などを確認しました。また、応急救護訓練、心肺蘇生法訓練、消火訓練、消防防災ヘリ訓練、さらには災害ボランティアすぎなみと地域住民が連携した炊き出し訓練も行い、訓練参加者に非常食や豚汁を提供いたしました。

以上、災害関係事業や防災関連業務について、今後も地域住民の安心・安全に向けて取り組んでまいります。

次は、町制施行50周年記念式典についてであります。

2月11日、図書館ホールにおいて町制施行50周年記念式典をとり行いました。町内外から多くの来賓の方々御臨席のもと、町の発展を振り返りながら町制施行50周年をお祝いすることができました。議員の皆様にも御出席をいただき、お礼申し上げます。

また、5月1日には新しい元号の時代となります。菊陽町がさらに発展するよう、全力で取り組んでまいります。

次は、県道住吉熊本線の道路改良要望活動についてであります。

光の森地区を横断する県道住吉熊本線の慢性的な交通渋滞に対し、県に対して、去る2月22日に道路改良の要望活動を行いました。県からは、渋滞対策について、今後、町とともに何ができるかを考えていきたいとの回答をいただいております。

次は、熊本空港へのアクセス関係であります。

空港アクセス鉄道の実現に向けた取組については、2月21日に開会の熊本県議会において、蒲島知事がJR九州との合意を得たと報告されました。この報告の中で、アクセス鉄道のルートは豊肥本線三里木駅から分岐し、肥後大津、阿蘇方面の豊肥本線利用者の利便性を維持するため、豊肥本線への乗り入れはしないことが決定しました。今後、具体的な路線が決まることとなりますが、県から協力を求められた場合は、積極的に町として協力していきたいと考えております。

次は、菊陽町の巡回バスあり方等の公共交通見直しについてであります。

公共交通の見直しについては、利用者や関係者からの御意見をお聞きする交通弱者対策懇話会を設置し、2月1日に第1回目の会議を開催しました。また、2月20日には民生委員・児童委員との意見交換会を開催し、本日と3月14日には区長会と婦人会からも御意見を伺うこととしております。今後は、（仮称）交通弱者対策協議会を設置して、具体的な菊陽町の巡回バスのあり方等を検討することとしております。

次は、公立保育所民営化についてであります。

民営化の対象であります白菊園、白鈴園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園、5つの各保育園において、保護者、移管先事業者、町で構成する3者協議会を設置し、

移管後の具体的な準備を進めています。また、移管先の保育園に着任予定の保育士が直接保育に参加し、引き継ぎを行うための合同保育も実施し、スムーズな移管ができるよう進めているところであります。

次は、農業関係についてであります。

白水台地かんがい施設につきましては、施設整備から約40年が経過し、老朽化が進み、送水管からの漏水が見られることから、送水管の改修を熊本県営事業により2022年度着工を目指して進めてきました。近年、送水管からの漏水が頻発し、道路が陥没するなど劣化が進んでいるため、昨年12月、熊本県に対し早期着工に向けた要望活動を行い、県からは、要望どおりの1年前倒しで進める旨の回答をいただいたところであります。

また、要望書提出に際しましては、受益者の総意を示す事業仮同意の提出を求められましたが、土地改良区理事並びに役員及び地域の方々の御協力によりまして、短期間のうちに約90%の仮同意が得られております。今後は、事業要件でもある担い手への農地集積を促進していきたいと考えております。

次は、町指定文化財についてであります。

現在、町指定文化財であります馬場楠井手の鼻ぐりにつきまして、1月31日に開催されました熊本県文化財保護審議会において、熊本県指定文化財として指定するよう答申がなされました。この答申を受けまして、3月に行われる県教育委員会で正式に決定される見込みであります。

昨年は、8月14日に、馬場楠井手の鼻ぐりを含む白川流域かんがい用水群が世界かんがい施設遺産に登録されています。これを契機に、馬場楠井手の鼻ぐりのさらなるPRを図りながら、熊本市及び大津町と連携し、観光振興並びに地域の活性化に向けた事業展開をしてまいります。

次に、（仮称）第2原水工業団地整備事業についてであります。

12月の定例会で報告しましたとおり、新しい団地の場所を原水工業団地南側、約21.5ヘクタールに決定したところであります。現在、用地取得のための地権者交渉や計画実現に向けた基本設計、地質調査の発注を行い、実施しているところであります。

また、本議会に提案しております菊陽町工業団地造成事業特別会計の補正において、予算の繰越しをお願いしているところであります。

次は、小・中学校の整備についてであります。

9月補正予算で御承認いただきました各小・中学校への電子黒板等のICT機器につきまして、2月末までに各小・中学校への配置が完了し、3月からの運用開始に向けて準備を進めています。今後、導入した機器を十分に活用できるよう、教職員への研修等を実施し、児童・生徒にとっての高い学習効果が発揮できるよう進めていきたいと考えております。

また、老朽化に伴い、平成29年度から平成31年度の3か年で行います菊陽北小学校校舎の大規模改造工事につきましては、平成30年度の2期目の工事は3月末で完了し、平成31年度には

3期目の工事を実施する予定であります。

なお、平成29年度と平成30年度の2か年にわたって実施しました武蔵ヶ丘中学校校舎の床と照明の改修工事と、平成30年度に実施しました菊陽中学校のプール改修につきましては、本年度で完了予定であります。

次は、町の体育館施設についてであります。

皆様が待ち望まれております総合体育館の建設については、昨年12月に、有識者やスポーツ関係団体の長などで構成する菊陽町総合体育館施設整備検討委員会の第1回目の検討委員会を開催しました。今後、委員の意見を伺いながら、できるだけ早く総合体育館建設が進むよう取り組んでまいります。

以上、町の近況などを報告しました。今後も、安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を取り戻し、加えて、一步進んで将来の発展につながる復興を力強く進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願いしまして行政報告とさせていただきます。

ここで、議長に御承諾いただければ、この前の渡邊議長に対する不信任案についての私、所信述べたいと思いますが、どんなでしょう。

○副議長（甲斐榮治君） 採決にかかわりますので、この場では御遠慮いただきたいと思います。議員の方から十分意見が出ると思いますので。

（町長後藤三雄君「はい、分かりました」の声あり）

行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第2号 渡邊裕之議員に対する辞職勧告決議案

○副議長（甲斐榮治君） 日程第5、発議第2号渡邊裕之議員に対する辞職勧告決議案を議題とします。

この議案は、大塚昇君外13名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大塚昇君から趣旨の説明をお願いします。

○13番（大塚 昇君） 皆さんおはようございます。発議者の大塚でございます。

趣旨の説明を行います。

先日の議長不信任決議は、出席議員17名中、仮議長と除斥の渡邊議長を除く全議員賛成により可決された決議であります。賛否両論のある僅差での可決でなく、全員賛成という大変重みのある決議であることをまず申し上げたいと思います。

当日は、議会の公式な行事、町民との語る会において、会の終了後とはいえ、直後に起こった渡邊裕之君の一方的な暴言と強圧的な態度で恫喝したことであります。町民の皆さんに対しても、また議会の権威と品位を維持することからも、早急に退くべきことは明白であるが、今日に至るまで何ら反省もなく議長職に居座り続けている。このことは容認しがたいことであり、以下の理由を重ねまして渡邊裕之君の議員辞職を勧告するものであります。

それでは、趣旨の説明を行います。

最初に、よく議長が使いますフェイスブックの件を申し上げたいと思います。

本町議員の一般質問が6月議会で行われた後、そのことについてフェイスブックで一般質問を学芸会とやゆし、菊陽町執行部と町議会の名誉を毀損したことであります。発信された文章を読ませていただきます。

6月8日6時21分。6月8日、一般質問は終わりました。ううん、釈然としないほどのやりとりも見えました。選挙前だからか、通告以外なのに原稿ばっちりの町長、職員答弁。議長席から丸見えです。かつて国会で学芸会と言われた与・野党なれ合いみたいなものですね。弛緩しとるなあ。議長だから黙ってますけど、9月、私が一切打ち合わせなしで一般質問しましょうかね。35歳で議員になったときの課長さん方はしっかり対応されていました。責任と自信を持って答弁できる執行部にならんといかんです。にこにこしていますけど、まともな政治にするためには厳しいですよ。

と、こういう文言で私ども議員が一般質問した後にすぐ発信をされております。その後、いろいろと周りから注意を受けたかもしれませんが、すぐに消されております。全てこのように、菊陽町議会議長という名のもとに発信をされております。それは、広く言えば世界中に向かって発信しているということでもあります。

このようにフェイスブックで、私ども議会が議会内でいろいろと議員の皆さんと協議をし、解決し、そしてさらに先に進んでいくことに努力しなければならない議長の身でありますけれども、そういうことがなかなかできずに、すぐに意見と批判を外に向かって発信するというのが多く見られるわけであります。議会事務局も、それらを見まして、議会議長という名前で行んなことを意見を加えて外に向かって発信するというのは注意してくださいと何回も言ったそうでありますけれども、なかなか受け入れていただけない状態でありました。

議会議長というのは町の代表でありますので、そういうことをちゃんと皆さんと協議をして、いい議会に持っていくためにちゃんと協議をし、努力することが一番の役目であるかと思っております。それがこの4年間多く、その4年間でそういうことで終わったような気がしております。

それから次に、2番目でありますけれども、先月の暴言等についてであります。そのことにつきましても、フェイスブック等ですぐ、私どもから言わせますとうそ偽りを平気で言うということについて大変驚いております。先日の暴言事件のことを、渡邊裕之君の自身のSNS、フェイスブックで正反対のことを書き込んでおられます。それも読ませていただきます。

今日はさすがに怒りました。個人的恨みなのか、自分が優秀で正しいと思ってるのか、言いがかりと誹謗。中身も知らずに誹謗するのは某何とか新聞と同じです。私を指すように、きち、何とか、い、とまで発言。抗議すると、自覚してるのかと挑発。その後も、ばかだとか周りに言っていました。80になっても恥ずかしくないのかね。

というのを外に向かって発信をしております。これは、実際は自分がやったことであります。それを、こういったフェイスブック等で外に向かって発信をしております。先ほども言い

ましたように、ばかと町民の方をののしったのは渡邊君であったはずなのに、フェイスブック上には、自分が一方的に暴言を言われたあげく、町民からばかと言われたと書いた。そのとき現場にいなかった人や事情が分からない人が渡邊裕之君の文を読めば、誹謗中傷を受け、ばかと言われた渡邊裕之君が気の毒という、自分に都合のいい結果、つまり自分に同情が集まるようにうそを書いたとしか思えないような状況です。

80になっても恥ずかしくないのかねとも書いた。これを読んだ人は、よもや町議会の議長を務めている議員が真逆なうそをつくことは夢にも皆思わなかったはずだから、自分に同情が集まり、支持も高まることも狙ったことであつたのだろう。ごく一般の常識を持つ世間の人々は、多少の脚色はあっても、全く逆だったり、根拠のないことを上げ連ねたり、自分勝手な妄想とも言える持論を展開される可能性は少ないと思っているだろう。この常識を逆手にとって、うそ偽り、捏造の数々が多く見られております。公式にかかわる事項に対してでさえもうそ偽りを連ね上げる人物は、到底議員として許してはいけないことを強調しておきます。

まだまだいろんなことをお話ししたいつもりではありますが、まだ足りませんけれども、渡邊議員は、自分自身絶対に正しく、意に沿わないと大声を上げ、勝手に中断させるなど、議会議長として自身の立場を理解されていない。議長を辞職すれば議会が混乱し、迷惑をかけるから絶対にやめないと、これはSNS上、フェイスブック上で書いているが、議会事務局と力を合わせていけば、混乱どころか平穏に議会運営ができると思うし、渡邊裕之君自身も4月に行われます町議選等で再起にかけることもできると思います。議会の正常化、来期の新しい議会のためにも、議長辞職はもちろん、議員辞職勧告も真に受けとめることを熱望して、趣旨の説明といたします。

今日は、議長不在で、力が抜けて簡単になってしまいまして申し訳ありませんが、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、趣旨の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

西本友春君。

○4番（西本友春君） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

その理由は、ネットワークを通じた情報発信についてであります。今回の暴言発言につきましては、議会の全員協議会において謝罪をして、相手の方を訪問し、謝罪をして握手を交わしたと報告がありました。そこで和解が成立したかは、交わした文書がありませんので明確では

ありませんが、私の方から渡邊議員に対して提案をさせていただきました。それは、フェイスブックで相手に対する誹謗中傷を掲載し、後に記事を削除したことについて、和解をしたのであれば、フェイスブックを通じて記事の修正と、相手の方に了承を得て記事を掲載すべきだと述べさせていただきましたが、いまだフェイスブックには掲載されていません。和解したのであれば掲載すべきだと思います。掲載しないのは謝る気がないと私は考えます。

今までにネットワークを通じた情報発信はそれ以外にもあります。昨年の6月議会終了後は、一般質問と答弁において、かつて国会で学芸会と言われた与党なれ合いみたいなものです。9月に私が一切打ち合わせなしで一般質問しましょうかねと記載しています。一般質問と答弁については、行政から内容の確認等もあり、こちら側の趣旨及び思いもあるので、ある程度の結果を出すことも必要ですので、私たち議員に対する記事としては見過ごすわけにはできません。また、9月議会においての渡邊議員の一般質問はありませんでした。

以上のような観点から賛成討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終了いたします。

○副議長（甲斐榮治君） ほかにありませんか。

上田茂政議員。

○15番（上田茂政君） 発議第2号渡邊議員の議員辞職勧告決議案について、賛成の立場で討論いたします。

今日は、朝来てから渡邊議長が欠席ということで咄然といたしました。第1回の定例議会、何ば考えとつとかて。病気とはいえ、大抵のことは、議長ですから、責任を持って出てきてもらいたい。これは、私は思いました。そこで、責任の重大さ、第1回の重大さということ、議長として本当に残念でたまりません。町民の方々に何ておわびしていいかわかりません。たとえ病気でも、議長はそのくらいの覚悟の上で出席するのが当然じゃないだろうか、そう思っております。

渡邊議員が、1月23日の町民と議会の意見交換会終了直後に発生した町民に対する暴言、つかみ合いでもするような威圧は、議員として許されるものでもありません。資質を問われる行為でもあります。そのような行為に対して、2月18日の臨時議会で渡邊議長に対する不信任議決案について議員全員が賛成し、不信任議案を可決しましたが、これは全員賛成であるにもかかわらず、渡邊議員は議会に対する何の説明もなく、報道機関の質問に、議会事務局に負担がかかるとか、そういうことで辞職をしないと答えただけであります。町民に対する責任、不信任決議に対する責任を無視したままです。

18日の臨時議会後、私も多くの町民から、議長はもうやめんとかいとか、多く声をいただきました。渡邊議員が議員全員による不信任案可決に対する責任を無視することと、及び町民に対する責任は果たせないことに対して、議員辞職勧告決議案に賛成するものでございます。議員各位の御賛同をよろしく願いをいたします。

終わります。

○副議長（甲斐榮治君） ほかにありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 辞職勧告決議に賛成の立場で討論をいたします。

3点に絞ります。

まず、先日の不信任決議は全員一致で可決をしました。本来なら、議長であれば、メディアに話す前に議会に対して、自分の方針はこうだということを述べる必要があると思います。今日に至っても、議会に対しては一片の説明もされていない。これは議員としてあるまじき行為である、そのように思っております。

第2に、SNSが先ほどからいろいろ出てきておりますが、先日の暴言の後に渡邊君がフェイスブックで書いた。先ほど、大塚議員が述べられたことですが、自分が相手の方をばかと言ってるのに、80代の町民の人が渡邊君をばかと言ったという、こういうそを議員が述べるのかなと。ちょっとこれは、皆様方のというか、有権者の皆さんの政治に対する信頼を一気に失う行為です。少なくとも自分がやった行為については自分が責任を持つ。そのぐらいの責任感を持ってる人間が議員としていないことには、政治が大きく崩れていくのではないかと。それが第2点です。

第3点ですが、その町民の言われた方の内容をごみと呼びましたね、フェイスブックの中で。我々議員とか、あとは選挙で選ばれる町長とか、あとは行政の皆さんもそうだと思いますが、私たちは誰のために存在するかといえば、この暮らしている町民、住民の皆さん方に対して、私たちは公共の福祉の向上のために一生懸命しようとするわけですよ。

その日は、町民の方々が議会に対して、あるいは町の政策に対してどのような考えを持っているのか、お話を伺うという趣旨で議会が開いたものです。その意見は、町民の方々が町に対し、あるいは議会に対するさまざまな思いや要求、希望があったはずですよ。その御意見を、自分が気に入らないとごみと言ってしまふ。どういう感覚でそれを言えるのか僕は分かりませんが、渡邊君は今までもいろんな町民の方と話をすると、いろいろな意見とか希望とかさまざまな話はしていたと思いますが、ひょっとすると心の中で、自分が気に入らない意見であれば、要望であれば、その人に対して、こいつもごみだなみたいなことを思っていたのかもしれない。そんなことを思い起こさせるフェイスブックです。

そういうものを世界中にばらまくと。菊陽町のこの議会、この行政、この町のことをですよ。自分の偏見で。そのような人間が議会議員として存在することに、僕は非常に違和感を感じます。よって、渡邊君は議員辞職に値する、そのように思っております。議員の皆様方は、同僚の皆様方もよく熟慮の上、賛成をしていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（甲斐榮治君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長提出議案第2号から議案第18号までを一括議題

○副議長（甲斐榮治君） 日程第6、町長提出議案第2号から議案第18号までの17件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 町長の施政方針及び提案理由の説明

○副議長（甲斐榮治君） 日程第7、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成31年度を迎えるに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、本年は町制施行50周年という節目の年であり、また5月には新たな天皇陛下が即位され、平成の時代が幕を閉じ、新たな元号の時代が始まります。この新しい時代に、これからの菊陽町が進むべき道筋をつけることが責務であると、決意を新たにしております。

さて、平成28年4月に発生した平成28年熊本地震から間もなく3年が経過しようとしています。現在は、地震からの復旧は進んでいますが、仮設住宅での生活を余儀なくされておられる方など、いまだ生活再建ができていない方が多数いらっしゃいます。今後も、被災者に対する支援を継続しながら、町の復興に向け、さまざまな取組、災害に強い、活力ある「生活都市きくよう」の実現に努めてまいります。

また、50年にわたり人口が増加し続けている本町においても、少子・高齢化は確実に進んでいます。今後においては、震災や人口増加への対応に加えて、この少子・高齢社会への対応といったことも勘案し、さまざまな施策に取り組んでいかなければなりません。

それでは、新年度における町政運営について申し上げます。

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、経済財政運営と改革の基本方針2018等を着実に実行する。さらに、全ての世代が安心でき、活躍できる全世代型社会保障制度を実現するため、労働制度をはじめ制度全般の改革を進める。また、10月に予定されている消費税率の引き上げを控え、経済財政運営に万全を期すとしています。

国の予算においては、経済財政運営と改革の基本方針2018に基づき、人づくり革命と生産性

革命に最優先で取り組むなど、各種施策の推進により経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指すなどの基本的考え方にに基づき編成され、平成31年度一般会計歳入歳出予算概算の規模は101兆4,571億円となっています。

このようなことを念頭に、本町の平成31年度の予算の編成は、昨年の町長選挙時の私の公約を実現していくための予算とし、平成28年熊本地震からの復旧・復興と同時に、本町のさらなる発展に資することとなる施策を重点化し、効率的で効果的な予算となるよう編成したところであります。

それでは、平成31年度の施策と主要事業について、第5期菊陽町総合計画基本構想のまちづくりの目標の4本の柱に沿って御説明をいたします。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱、人を大切にするまちについて申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に、個性を引き出し、感性を磨くまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、学校教育の充実であります。

教育環境の整備については、老朽化が著しい菊陽北小学校の大規模改修工事を平成29年度から3か年事業として実施しており、平成31年度は3期目の工事を実施します。菊陽西小学校では、児童数の増加に伴う教室不足への対応のため、仮設校舎増築工事を行います。また、武蔵ヶ丘中学校では、給食室の増築改修工事を計画しております。

特色ある学校教育の推進については、平成30年度に導入した電子黒板等のICT機器やデジタル教科書を活用し、個人に応じた分かる授業を展開してまいります。また、平成30年度に引き続き、実用英語技能検定など外部検定への子どもたちの挑戦を支援するなど、英語教育の充実を図り、国際化に対応したグローバルな人材の育成を推進いたします。

心の教育の充実については、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、適応指導教室の教育相談員や心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどがこれまで以上に緊密に情報の共有を行うとともに、福祉部門との連携を強化し、児童・生徒及び保護者への支援に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。

中央公民館や町民センター等の生涯学習施設における講座内容の一層の充実を図るとともに、町体育協会やNPO法人クラブきくよう等と幅広い連携をとりながら、生涯スポーツ、レクリエーションの普及や社会体育移行後の小学校運動部活動を支援してまいります。

西部町民センターについては、老朽化した空調設備の改修を行います。

また、スポーツ施設の充実については、新たな町民総合体育館の建設に向け、建設地の決定及び国の支援が受けられるような事業計画の策定や施設の規模など、具体的な取組を進めます。

基本施策の3つ目は、文化・芸術の振興であります。

文化・芸術の振興については、町内文化団体の活動支援、図書館ホールを中心とした文化芸

術活動の発表や鑑賞の機会を町民に提供してまいります。

図書館は、開館以来15年余りが過ぎ、町民の学び、暮らし、仕事など、生活に必要な文化教養の拠点施設として定着しています。平成31年度も、一般財団法人地域創造の公共ホール音楽活性化発展継続支援事業を活用し、第9回みんなできくようコンサートを開催し、さらに、公益財団法人熊本県立劇場のネットワーク事業を活用し、広く町民の皆様に御鑑賞いただける芸術文化公演を開催してまいります。

町内の文化財や伝統文化については、その保存や活用に努めるとともに、文化財ボランティア団体の活動を引き続き支援してまいります。

次は、施策の大綱第2に、地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、生涯にわたる健康の保持・増進であります。

子どもから高齢者まで生涯にわたり、生き生きと健やかに暮らしていけるよう、町民の健康保持、増進を図ってまいります。

町民の健康づくりの取組をサポートするきくよう健康倶楽部については、約1,500人の方から参加申し込みをいただいております。今後も、健康ポイントや歩数イベントなどの充実により、さらなる会員の増加を図り、取組の輪を広げてまいります。

また、平成31年度からの新たな取組としてピロリ菌検査助成事業を開始し、より効果的に胃がんの予防、早期発見を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、地域福祉の充実であります。

地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、地域住民、関係機関、団体等がそれぞれの役割を分担し、適切に協働することが必要であります。そのために、前年策定しました第3期地域福祉計画をもとに、地域の中で個々がそれぞれの役割を担い、お互いに支え合うという意識を醸成し、地域力を高めて、誰もが生き生きと暮らせる町を目指します。

また、地域福祉の拠点であります老人福祉センターの施設改修を計画的に進めてまいります。

基本施策の3つ目は、高齢者福祉の充実であります。

高齢化の進展により、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、本町の65歳以上の高齢者も1万人を超えることが見込まれます。そこで、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めていきます。

また、高齢者が生きがいを持って、できる限り自立した生活を送ることができるよう、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援するなどして、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

次に、福祉団体やボランティアなどによる地域での見守り等の支援や、介護事業所や医療機

関と連携して身体状況に応じたサービスを提供することで、高齢者等への生活支援体制を充実いたします。

また、平成31年度においては、地域密着型小規模特別養護老人ホームの平成32年度中の開設を目指して公募及び選考を実施し、入居待機者の解消を図るための整備を進めます。

基本施策の4つ目は、障がい者福祉の充実であります。

障がい者が地域において自立した生活を営み、社会参加できるよう、保健、医療、生活、就労などの支援、相談体制の強化を図り、障害福祉サービス及び障害児通所支援の充実に努めるとともに、障がい者に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくすための取組を推進してまいります。

また、引き続き巡回支援専門員を配置して、保育所や幼稚園等への巡回支援を行い、発達障がいの早期発見及び早期支援を行うための体制整備を図るとともに、障がい児に対する総合的な支援を実施します。

基本施策の5つ目は、子育て支援の充実であります。

子育て支援の充実については、菊陽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子育てができる環境を構築するため、保育サービスの充実や子育て支援体制の整備を図ります。また、児童虐待などを早期に発見し、子どもの身の安全を守るため、要支援児童対策員を配置し、児童相談所などの関係機関と連携しながら早期支援体制の充実に努めてまいります。

放課後児童クラブについては、NPO法人子育てサポート学童クラブきくようの放課後児童支援員の処遇改善等に取り組み、同クラブの安定的な運営を図ります。

保育サービスの充実については、保育ニーズを的確に把握しながら、受け皿の拡充と質の向上を図り、待機児童の解消に努めてまいります。

町立保育所の民営化については、新年度から移管先法人により4つの新しい私立保育所として運営されますが、今後も町立保育所の保育内容を継承しながら、それぞれの事業者による特色ある保育サービスを行っていただくこととなります。また、町立として残るなかよし園とみどり園については、総合的な子育て支援を行う施設の整備を進めてまいります。

なお、本年1月には町立保育所運営検討委員会を設置し、必要とされる機能や役割、施設整備等について具体的な検討を行っています。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診を実施し、病気の早期発見、早期治療により健全な発達、発育の支援を行います。また、法定予防接種の受けやすい体制づくりや、養育医療給付による育児支援に努めます。さらに、医療機関、保育所、学校等と連携した相談機会の充実を図り、平成31年度は、母子保健サービスと子育て支援サービスの両面から、妊娠期から子育て期、特に3歳までの乳幼児期にわたり切れ目のない支援を行うため、その拠点となる子育て世代包括支援センター設置に向けての準備を進めてまいります。

子ども医療費の助成については、中学3年生までを対象に、現物給付の範囲を県内の医療機関まで広げています。また、本年1月以降の診療分から、医療費の一部負担に係る自己負担分

を再度無料化といたしました。今後も、子育て世代の経済的負担を支援してまいります。

基本施策の6つ目は、ひとり親家庭などへの支援であります。

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長と、親が安心して暮らせる生活基盤の確保のため、自立促進を支援する体制の充実を図ります。

基本施策の7つ目は、社会保障制度の適切な運営であります。

国民健康保険については、第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導により、生活習慣病の改善や疾病の早期発見、早期治療を図ってまいります。また、熊本県や関係機関と連携しながら、制度の安定的かつ円滑な運営と保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療については、後期高齢者の健康保持のため、健康診査の推進や人間ドック費用の助成などを実施するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険については、平成30年度から平成32年度までの第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政の確保と制度の安定運営に努めてまいります。

また、まちづくりの目標の第2の柱、暮らしやすく安全で安心なまちについて申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に、環境に配慮した緑豊かなまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、環境保全対策の推進であります。

環境保全対策の推進につきましては、自然と地球環境に優しい生活を実現するため、引き続き太陽熱温水器の普及推進に努めてまいります。あわせて、ゴーヤカーテンによる温暖化防止対策につきましても、ボランティア団体の皆様方と連携、協力しながら、町内全域に広がるよう進めてまいります。

基本施策の2つ目は、緑化の推進であります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園や緑地広場の緑化に努めるとともに、その維持及び保全については、地域の皆様との協働により行ってまいります。

基本施策の3つ目は、水環境の保全・活用であります。

熊本地域の地下水は、私どもの生活に欠かせない生活用水であり、また、地域経済発展の源である企業誘致においても重要な戦略資源であります。地下水涵養対策の大きな柱であります白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援し、今後も熊本県や関係市町村、おおきく土地改良区、くまもと地下水財団と連携し、熊本の宝であります良質な地下水を次の世代に引き継いでまいります。

次は、施策の大綱の第2に、快適でゆとりのあるまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、調和のとれた土地利用の推進であります。

町のさらなる発展のため、関係機関との連携、関係法令との整合を図りながら、優良な農

地、貴重な緑地の保全とあわせて、さまざまな企業の立地と適切な住宅開発を誘導するなど、バランスのとれた秩序ある都市的土地利用を推進してまいります。

菊陽町定住促進補助金につきましては、制定より5年が経過し、一定の成果は上げておりますが、平成30年度に内容の充実と期間を延長いたしました。今後も、南小学校区の活性化の促進に取り組んでまいります。

また、原水駅周辺の開発につきましては、平成30年度に基本調査を実施し、開発の可能性について検討を行いました。今後は、具体的な計画策定に向けて関係法令の制限、課題等をクリアすべく、関係機関との協議を進めてまいります。

基本施策の2つ目は、住宅・住環境の整備であります。

住環境の整備については、県の景観条例等に準拠して都市景観の保全、創出に努めるとともに、引き続き、道路、公園、下水道及び土地区画整理事業などの都市基盤施設の整備事業を推進し、住みよい住環境の整備充実に努めてまいります。

菊陽第二土地区画整理事業につきましては、平成33年度の換地処分に向けて、平成31年度に工事を完了し、換地計画書の作成に着手いたします。

空き家等対策については、適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしていることから、所有者はもとより、地域住民、民間事業者、関係行政機関等と連携して空き家等の発生の予防策や利活用策を実施するとともに、管理不全な空き家等に対しましては法律に基づく適切な措置を行います。

基本施策の3つ目は、交通体系の充実であります。

道路は地域発展を支える基本となるものであり、今後も積極的に整備を進めてまいります。

基幹道路の整備としまして、平成29年3月に熊本県、合志市、菊陽町間で協定を締結しましたセミコンテクノパーク西側道路の整備、いわゆる菊陽空港線延伸については、平成30年度に町施行区間について予備設計を発注し、地元説明会での御意見、御要望について検討を進めています。今後、県施行区間の早期事業着手に向け、要望活動を行ってまいります。

国道443号については、熊本県が、空港周辺の慢性的な渋滞の緩和と阿蘇くまもと空港へのアクセス向上を図る目的で、下町交差点から曲手交差点までの約2.5キロメートルにおいて、平成28年度から4車線化に取り組んでおります。現在は、下町交差点側から先行して用地買収が進められております。

また、熊本県では、セミコンテクノパーク周辺道路の交通渋滞緩和を図るため、セミコン西口及び東口交差点において、平成30年12月に左折レーンが整備されました。本町でも、平成29年度から古閑原上堀川線と新町合志線の交差点改良工事を進めており、平成31年度完成予定であります。

さらに、踏切関係では、原水駅東側の原水踏切について、通学児童を含む通行者の安全・安心確保を図るために、歩道設置による踏切改良整備を進めます。

生活道路の整備としましては、昨年度に引き続き三里木北地内の道路改良、新たに戸次上村

線の改良事業を行うとともに、光の森地内、武蔵ヶ丘中央線歩道部のゴムチップ舗装の改修を行います。

公共交通の見直しについては、交通弱者対策協議会を設置し、平成32年1月を目指し、本町にふさわしい巡回バスの路線再編を行います。また、再編とあわせ、利用が少ない路線については、乗り合いタクシーの導入など、新たな公共交通の導入を視野に入れた検討を行います。

基本施策の4つ目は、水の安全供給と下水道の整備であります。

上水道については、引き続き大津菊陽水道企業団と連携し、町民に安全・安心な水を供給するとともに、災害時の対応や給水体制についても連携を強化してまいります。

下水道につきましては、汚水処理人口普及率は99.9%と熊本県内でも最も高く、水洗化率も97.6%となり、水洗化が非常に進んでいる状況であります。本年度は、セミコンテクノパーク内の企業及び（仮称）第2原水工業団地整備に伴う汚水排水量の増加が見込まれることから、その周辺の汚水排水路の整備を行うとともに、雨水排除施設の整備も事業計画に基づき継続して実施してまいります。また、管渠等、整備後30年以上を経過した下水道施設につきましては、経年劣化や腐食で痛んだ管路等の改築更新工事を進め、下水道施設の延命化を図ります。

基本施策の5つ目は、環境衛生対策の推進であります。

持続可能な循環型社会を目指すため、家庭ごみ及び事業所のごみの減量化と分別の徹底とともに、地域のリサイクル活動の強化を進めてまいります。

また、菊池環境保全組合の新環境工場の建設については、ごみ焼却施設やクロード型の埋立施設など、大規模な建設工事が平成31年度に本格化することになり、平成33年4月からの供用開始を目指しています。

次に、施策の大綱の第3に、住みよい安心・安全なまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、防災対策の充実であります。

まず、（仮称）光の森多目的広場の防災広場としての整備については、一部、照明灯工事に着手しておりますが、平成31年度は本格工事を行うこととしております。また、役場庁舎北側に整備を予定しております（仮称）防災センターについては、現在、基本計画を策定中であります。平成31年度は実施設計を行う予定であります。

次に、平成28年度から取り組んでおります防災士の育成も引き続き進め、防災士が地域の防災リーダーとして活躍できるよう、防災士連絡協議会の活動支援を行います。さらには、昨年度から取り組んでおります地域避難拠点となります地区公民館の耐震診断の支援も引き続き進めてまいります。

災害時要援護者避難支援対策については、対象者一人一人の避難支援計画の作成と、地域での避難行動要支援者の共有を推進し、地域ぐるみの避難支援体制の強化に努めてまいります。また、災害時における福祉避難所の設置と職員の応援、介護用物品の提供などに関し、町内社会福祉法人等との相互協力により、大規模な災害に備えて福祉避難所の充実を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、消防・救急対策の充実であります。

菊池広域連合消防本部と連携して、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、課題である消防団員の確保に努めます。また、消防団の資機材の更新、防火水槽や消火栓などの水利の確保、消防施設、設備の充実整備を図ります。

基本施策の3つ目は、防犯・交通安全対策の充実であります。

昨年4月に、大津警察署光の森交番が開所しました。今後も、交番、地域防犯パトロール隊などと連携を図り、防犯力の向上に努めてまいります。また、防犯対策の新たな取組として、防犯カメラの設置を進めてまいります。大津地区防犯協会連合会の防犯カメラ設置の補助事業を支援するとともに、町独自でも防犯カメラの設置を進めてまいります。

交通安全対策については、関係機関と連携し、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚に努めながら交通安全施設の整備を進めるとともに、飲酒運転の撲滅も取り組んでまいります。また、新たに高齢者の運転免許証自主返納についての支援を行ってまいります。

基本施策の4つ目は、消費者保護対策の充実であります。

消費生活相談窓口は、大津町及び西原村と連携して開設しており、引き続き3町村が連携し、消費者保護対策の充実に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第3の柱、活力にあふれ、にぎわうまちについて申し上げます。

この中で、施策の大綱として、働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、農業の振興であります。

初めに、農畜産物の生産振興については、環境に優しい持続性の高い農業を目指し、高品質、低コストで消費者のニーズに即した売れる農畜産物づくりを進めるため、認定農業者をはじめ各種農業団体の営農活動を支援するとともに、農作業のコスト削減を目的に発足した熊本市酪農組合のコントラクター事業や、JA菊池の出資会社である株式会社きくようアグリなど、受託作業組織の活動を支援してまいります。

次に、生産基盤の整備については、菊陽町の農業用水の安定供給を図るため、上井手、馬場楠井手、津久礼井手の幹線管用水路改修及び堀川地区の老朽化した農業用パイプラインの更新事業を継続してまいります。また、白水台地のかんがい用水施設の改修については、パイプラインの老朽化に加え、熊本地震の影響もあって漏水が頻発していることから、熊本県営事業による早期着工を目指し、取り組んでまいります。

次に、菊陽町担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者連絡会をはじめとする各種団体の協力を得て、各種研修会の開催やそれぞれの経営改善計画の啓発、また後継者育成など、次世代を担う農業者の支援を引き続き行ってまいります。

また、町内で生産された農畜産物を町内で消費するという地産地消に取り組むとともに、特産品の開発や農商工が連携する6次産業化を進めてまいります。さらに、ニンジンやスイートコーンなど人気の農産物を県外消費地へ積極的にPRし、町内農産物等の販路の拡大に努めて



まいります。

また、総合交流ターミナル「さんふれあ」は、昨年10月にリニューアルし、新たに健康増進室及び軽運動室を設置したところであり、食と健康をキーワードとした健康メニューの提供など、従来の目的であります都市と農村の交流に健康ミュージアム的なコンセプトを加え、これまで以上に農業振興とあわせ、町民の健康増進に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、工業の振興についてであります。

セミコンテクノパークに隣接して整備を行いました原水工業団地約18.3ヘクタールについて、既に7社が操業されており、ほぼ完売の状況となりました。さらなる町の発展には、新たな工業団地が必要であり、（仮称）第2原水工業団地、約21.5ヘクタールの整備事業に着手し、早期の分譲開始に向けて取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、商業の振興についてであります。

中小企業等の振興につきましては、町内中小企業者が人材の確保、育成、さらには能力向上のための研修または講習会を受講するための事業の支援や、中小企業者が設備資金の融資を受けた場合に、その利子を補給する支援などを引き続き実施してまいります。

また、国の平成30年度2次補正予算を活用し、本年10月の消費税率の10%引き上げに伴う低所得者と子育て世帯の消費に影響を与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的としたプレミアム付商品券事業に取り組みます。

基本施策の4つ目は、観光の振興についてであります。

鉄砲小路生け垣とふれあい祭りを散策するJR九州が主催するウォーキング企画に合わせて、菊陽スタンプラリーをJR九州、企業、地域と連携して実施いたします。

また、新しい取組として、本年度、世界かんがい施設遺産に登録された鼻ぐり井手を含む白川流域かんがい用水群を、関係市町と連携し、観光資源として活用するなど、観光振興に努めてまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱、みんなで協働し、支えるまちについて申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に、町民と行政が協働でつくるまちづくりを掲げております。

基本施策の1つ目は、住民参画の推進であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例に基づき、情報の公開と共有を積極的に図りながら、町民参画、協働の推進に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、男女共同参画の推進であります。

平成28年に、町や町民、事業者等の役割などを定めた菊陽町男女共同参画推進条例を制定いたしました。今後も、これまでの取組を継承し、子育て、教育、家庭、地域、職場や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

なお、平成31年度は菊陽町男女共同参画計画の見直しを行うこととしております。

基本施策の3つ目は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

平成28年に、新たな人権課題に関する法律、障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法が施行されました。これらの法律の趣旨を町民に周知するとともに、実効あるものとしていくため、菊陽町人権教育・啓発基本計画の改定を行います。

また、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などさまざまな人権問題の解決を目指し、町民、学校、地域及び関係団体等と連携して、学習会事業、各種講演会、研修会、帰国・外国人町民の交流事業などに取り組みます。

基本施策の4つ目は、広報活動の推進であります。

1月24日にホームページをリニューアルしました。内容を充実させるとともに、町民の皆様に必要な行政情報を的確に発信してまいります。今後も、町民の皆様からの御意見、御要望などを行政に生かす広報、広聴活動に取り組んでまいります。

また、災害時の情報伝達については、きくよう安心メールを1月から配信しております。

なお、災害時の情報収集の高度化については、（仮称）防災センターの整備に合わせ、必要なシステムの検討を行ってまいります。

次は、施策の大綱第2に、効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくりを掲げております。

基本施策の1つ目は、高度情報化への対応であります。

平成29年11月から、マイナンバー制度の根幹となる情報連携の本格運用が開始されました。今後も、情報通信技術を活用した行政事務の効率化、高度化、住民サービスの向上に取り組むとともに、町が保有している個人情報をはじめとした情報資産を守るため、厳格な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

また、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上を目指し、コンビニエンスストアで住民票など各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスの導入を行い、あわせて、税をはじめとした納付の支払い機会を広げ、徴収率や収納率の向上を目指し、コンビニ収納サービスの導入も進めてまいります。さらに、公共工事等の入札における電子入札システムの導入も図ります。

基本施策の2つ目は、行財政運営の充実強化であります。

これまで、第3次菊陽町行財政改革大綱に基づき、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安全・安心なまちづくりなどに取り組んでまいりました。今後も、財政規律を守り、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持しながら、時代のニーズに対応した効率的で効果的な行財政運営に努めてまいります。

基本施策の3つ目は、広域連携の推進についてであります。

消防、救急業務やごみ、し尿処理、上水道事業などについては、広域連合や一部事務組合を活用し、効率的に実施しています。今後も、構成市町等と連携し、継続して事業を進めてまいります。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について御説明申し上げます。

ましたが、熊本地震からの復旧・復興はこれからも数年続いてまいります。今後も、町民の皆様とともに震災からの復旧・復興を着実に実行し、単なる復旧・復興にとどまらず、さらなる発展を実現していくことを決意いたしております。

議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の平成31年度の施政方針といたしますが、大変喉をからしてお聞き苦しい点があったかと思えますけれども、これから精いっぱい頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（甲斐榮治君） 施政方針の説明を終わります。

10分間ほどを目途に、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時33分

再開 午前11時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（甲斐榮治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成31年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

付議事件は、議案17件について審議をお願いするものであります。内容は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてなど、条例の一部改正、廃止が5件、平成30年度の補正予算が4件、平成31年度の当初予算が7件、町道路線の認定が1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第2号は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、町嘱託歯科医の設置及び菊陽町立診療所の設置等に関する条例の廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても、平成30年4月1日に遡及して給料の額、扶養手当、宿日直手当及び勤勉手当の支給率を改定するため、条例等の一部を改正するものであります。

議案第4号は、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に

に伴い、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、町民から排出される資源物及び不燃埋立ごみについて、指定ごみ袋のサイズに特小を追加するに当たり、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、菊陽町農林業近代化施設共同作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

本作業所は、昭和54年度農林業同和対策事業で設置された施設で、施設を管理、利用する中代第1共同乾燥場利用組合において同施設の使用廃止に向けた協議が進められていましたが、今般、協議が調い、使用を廃止することに至りました。これを受けて、町では、当該施設の耐用年数の31年を既に経過していることもあり、用途を廃止し、同条例を廃止するものであります。

議案第7号は、平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に7,240万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億8,157万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を1億5,000万円、町債を2,160万円それぞれ増額し、県支出金を2,281万円、繰入金を8,000万円それぞれ減額するものなどであります。

歳出の主なものは、総務費を2,092万円、民生費を2,212万6,000円、消防費を7,899万4,000円それぞれ増額し、土木費を5,958万円、教育費を1,736万4,000円それぞれ減額するものであります。

議案第8号は、平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額には変更はありませんが、歳出予算の事業費を9,047万円減額し、予備費を9,047万円増額するものであります。また、翌年度に完了が見込まれる事業費について、予算の繰越しをお願いするものです。

議案第9号は、平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に70万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億5,766万2,000円と定めるものであります。

歳入は、保険料を1,378万8,000円、県支出金を358万円、諸収入を3万3,000円それぞれ増額し、国庫支出金を407万4,000円、支払基金交付金を1,262万円それぞれ減額するものであります。

歳出は、保険給付費を64万円、地域支援事業費を3万3,000円、予備費を290万5,000円それぞれ増額し、総務費を287万1,000円減額するものであります。

議案第10号は、平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を1,577万9,000円増額し、13億6,424万6,000円と定め、事業費用を115万円増額し、13億2,506万円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的収入予定額を4,110万5,000円減額し、5億7,155万4,000円と定め、資本的支出予定額を2,597万6,000円減額し、9億4,612万円と定めるものであります。

議案第11号は、平成31年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を147億4,294万5,000円と定めるものであります。前年度と比較しますと、1億3,916万7,000円の減、率にして0.9%の減となっております。

歳入の主なものは、町税を6.2%増の68億5,849万1,000円、地方交付税を2億5,742万4,000円と見込み、保育所民営化などにより国庫支出金や県支出金は前年度より増額し、分担金及び負担金や繰入金を前年度より減額しております。

歳出の主なものは、総務費を総合スポーツ施設整備基金積立ての減などにより30%減の15億8,580万円、民生費は介護基盤緊急整備特別対策事業や保育所民営化などの増により15.8%増の62億2,216万円、商工費はプレミアム付商品券事業を増としたものの、工業団地造成事業特別会計繰出金の減により38.5%減の2億8,304万円としております。

議案第12号は、平成31年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を88万9,000円と定めるものであります。

主な歳出は、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の用地に係る維持管理費で、財源は一般会計からの繰入金としております。

議案第13号は、平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を2億2,784万8,000円と定めるものであります。

歳入は、一般会計からの繰入金534万8,000円、繰越金1億円、町債1億2,250万円であります。

歳出の主なものは、工業団地造成事業等に必要な経費として、委託費に1億1,510万円、建物等補償費に1億1,000万円であります。

議案第14号は、平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を35億7,950万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億1,273万9,000円、県支出金25億8,602万8,000円、繰入金2億5,790万3,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費25億464万6,000円、国民健康保険事業費納付金9億9,373万4,000円であります。

議案第15号は、平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を3億8,779万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億8,214万8,000円、繰入金8,673万4,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億7,001万1,000円であります。

議案第16号は、平成31年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を25億582万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料5億5,221万8,000円、国庫支出金5億3,848万5,000円、支払基金交付金6億4,899万円、県支出金3億4,201万2,000円、繰入金3億9,080万3,000円であります。

歳出の主なものは、総務費3,128万5,000円、保険給付費23億2,700万8,000円、地域支援事業費1億4,550万3,000円であります。

議案第17号は、平成31年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で収益的収入予定額を13億5,290万円、支出予定額を12億9,878万8,000円と定めるものであります。

第4条で資本的収入予定額を9億6,819万3,000円、支出予定額を13億5,457万1,000円と定めるものであります。

議案第18号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました馬場地区の開発に係る道路1路線を新たに町道として認定するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 提案理由の説明を終わります。

これから平成31年度当初予算について各課長に説明を求めますが、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第11号 平成31年度菊陽町一般会計予算について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第8、議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

本件につきましては、議長が今申されましたように各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、各担当から説明させていただきます。

本日、資料として一般会計予算案参考資料と概要説明資料を配付していますので、こちらも参考としていただければと存じます。

なお、概要説明資料は、各常任委員会でご担当課からの説明の際に使用させていただく資料になりますので、その際にも御持参いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、財政課からは、予算書と参考資料に基づき、全体的な予算や主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。平成31年度菊陽町一般会計予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ147億4,294万5,000円と定めています。平成30年度の当初予算は148億8,211万2,000円でしたので、前年度比1億3,916万7,000円、0.9%の減になります。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めています。

第4条では一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めています。

2ページをお開きください。第1表の歳入歳出予算ですが、ここでの説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。第2表の債務負担行為であります。11件の事項について、期間と限度額を計上しています。

10ページをお開きください。第3表の地方債であります。起債の目的として9件の事業を計上しています。このうち臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付すべき金額の不足分を借り入れるもので、1億3,300万円を計上し、学校施設整備事業債なども含め、地方債の限度額の合計を7億1,190万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については、記載しているとおりであります。

11ページからは予算に関する説明書になります。予算に関する説明については、各常任委員会で各担当課から概要説明資料により詳細な説明をさせていただきますので、ここからは、本日配付しました一般会計予算案参考資料により全体的な説明をさせていただきます。

それでは、一般会計予算案参考資料を1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入について、自主財源と依存財源の款別構成表になります。自主財源は87億4,710万7,000円で、前年度比10億3,330万7,000円の減、依存財源は59億9,583万8,000円で、8億9,414万円の増となっています。自主財源と依存財源の比率は、自主財源59.3%、依存財源は40.7%となっています。

2ページを御覧ください。歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

まず、性質別の義務的経費は55億1,251万3,000円、前年度比4,160万7,000円の減となっています。人件費と扶助費が減となり、公債費は増額となっています。投資的経費は16億5,303万8,000円で、前年度比678万3,000円の減となっています。その他の経費は75億7,739万4,000円で、前年度比9,077万7,000円の減となっています。物件費、補助費等が増額となり、積立金、繰出金が減額となっています。

次の目的別について、歳出合計に占める割合は民生費が一番高く、42.2%を占めています。増減額の大きなものでは、民生費及び衛生費が増額となり、総務費、商工費及び土木費が減額となっています。

3ページをお開きください。歳入について、前年度との比較増減表になります。

款の1町税は、町民税、固定資産税の増額を見込み、68億5,849万1,000円とし、前年度と比

較して4億212万9,000円の増としています。

款の2地方譲与税は1億8,757万5,000円とし、そのうち、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設される森林環境譲与税は176万6,000円を見込んでいます。

款の6地方消費税交付金は7億8,199万7,000円で、5,935万7,000円の増としています。

款の10環境性能割交付金は、本年10月から消費税が10%に引き上げられる予定であり、それに合わせ、自動車に対する車体課税の見直しが行われることにより新たに交付され、798万8,000円としています。

款の12地方特例交付金は5,272万3,000円とし、そのうち、幼児教育の無償化に係る地方負担分を全額措置するため創設される子ども・子育て支援臨時交付金は1,596万1,000円を見込んでいます。

款の13地方交付税は、町税収入の増加を見込んでいるものの、普通交付税では1億742万4,000円で、3,386万3,000円の増としています。特別交付税は、近年の交付実績から1億5,000万円としています。

款の15分担金及び負担金は、幼児教育の無償化に係る利用者負担額の減により2億6,114万円で、9,275万1,000円の減としています。

4ページを御覧ください。款の17国庫支出金は、保育所民営化などにより25億732万9,000円で、6億2,371万円の増としています。

款の18県支出金も、保育所民営化などにより14億1,868万9,000円で、2億2,463万8,000円の増としています。

款の21繰入金は、土地取得特別会計繰入金などの減により10億4,103万5,000円で、13億9,030万5,000円の減としています。

款の24町債は、臨時財政対策債や小・中学校施設整備事業などのために借入れ、7億1,190万円で、6,590万円の減としています。

5ページをお開きください。歳出の目的別について、前年度との比較増減表になります。

款の2総務費は、西部町民センター空調改修工事、コンビニエンスストアでの住民票など各種証明書の交付や町税等の収納サービス事業を増としたものの、総合スポーツ施設整備基金積立金などの減により15億8,580万1,000円で、6億7,928万6,000円の減としています。

6ページを御覧ください。款の3民生費は、公立保育所運営費を減としたものの、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金や老人福祉センター・福祉支援センタートイレ改修工事、新設保育所整備事業、私立保育所運営負担事業の増により62億2,216万円で、8億4,823万6,000円の増としています。

7ページをお開きください。款の4衛生費は、菊池環境保全組合への負担金の増により13億3,600万9,000円で、8,803万2,000円の増としています。

8ページを御覧ください。款の7商工費は、プレミアム付商品券事業を増としたものの、工業団地造成事業特別会計繰出金などの減により2億8,304万4,000円で、1億7,728万1,000円の

減としています。

款の8土木費は、土地区画整理事業の減により10億6,997万7,000円で、2億6,749万3,000円の減としています。

款の9消防費は、菊池広域連合負担金消防分などで5億3,091万3,000円を計上しています。

9ページをお開きください。款の10教育費は18億5,682万円で、2,093万2,000円の減としています。小・中学校電子黒板機器借り上げ料や菊陽北小学校大規模改造事業、武蔵ヶ丘中学校給食室増築事業などがあります。

10ページを御覧ください。款の12公債費は、元金、利子の支払いで13億4,177万7,000円計上しています。

11ページをお開きください。歳出の性質別内訳表になります。区分ごとの構成比と前年度との比較増減表になります。

12ページを御覧ください。第3表地方債関係の表になります。臨時財政対策債を除く地方債について、事業名ごとに特定財源を含めて整理しています。

参考資料での全体的な説明は以上になります。

予算書に戻っていただき、歳出の主な新規事業や建設事業などについて御説明いたします。

47ページをお開きください。款の1議会費、項の1議会費、目の1議会費、節区分の15工事請負費は、音響設備改修工事として、議場内の音響設備がアナログで古く、会議時に支障を来しているため、2,486万円計上しています。

53ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の4会計管理費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、コンビニ収納対応業務負担金として、指定金融機関の収納システム改修に対し200万円計上しています。

61ページをお開きください。目の11電子計算費、節区分の13委託料は、総合行政情報システム変更業務委託料3,472万4,000円のうち、コンビニエンスストアでの町税等の収納サービスのため1,650万円計上しています。

63ページをお開きください。目の12自治振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、地区公民館耐震診断補助金（復興基金創意工夫分）として、耐震診断費用の補助のため359万5,000円計上しています。

66ページをお開きください。目の15西部町民センター管理費、節区分の15工事請負費は、空調整備工事として、軽運動室を含む全館の空調設備改修のため4,580万円計上しています。

72ページをお開きください。目の19生活安全対策費、節区分の14使用料及び賃借料は、防犯カメラ使用料として、町内のJR3駅に防犯カメラを設置するため108万円、また節区分の19負担金、補助及び交付金は、大津地区防犯協会負担金（防犯カメラ設置事業分）として500万円計上しています。

78ページをお開きください。項の3戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費、節区分の13委託料は、総合行政情報システム変更業務委託料として、コンビニエンスストアでの住

民票など各種証明書の交付サービスのため2,264万4,000円計上しています。

80ページをお開きください。項の4選挙費は、83ページにかけて目の4参議院議員通常選挙費は1,853万4,000円、目の5熊本県知事選挙費は1,196万円、目の6熊本県議会議員一般選挙費は772万8,000円、次の82ページの8、町議会議員一般選挙費は1,347万1,000円それぞれ計上しています。

87ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、節区分の13委託料は、地域力強化推進業務委託料として、総合相談、ふれあいサロンなどの業務委託のため836万4,000円、多機関の協働による包括的支援体制構築業務委託料として、包括的な支援体制の業務委託のため635万3,000円それぞれ計上しています。

89ページをお開きください。目の2高齢者福祉費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、地域密着型特別養護老人ホーム整備のため1億4,703万円計上しており、全額県補助金となっております。

97ページをお開きください。目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費、節区分の15工事請負費は、施設改修工事として、1階男女及び多目的トイレなど改修工事のため3,283万円計上しています。

101ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、私立保育所等整備補助金として、民営化後の新たな保育所等整備のため1億6,645万1,000円計上しています。

104ページをお開きください。目の4保育園費、節区分の13委託料は、私立保育所保育委託料として、民営化により新たに私立保育所が増えたため15億601万3,000円計上しています。

116ページをお開きください。款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、菊池環境保全組合負担金として、新環境工場施設整備費の増により4億2,057万8,000円計上しています。

128ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分の15工事請負費は、水路等工事として、南方井手改修工事のため1,500万円計上しています。

134ページをお開きください。款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、プレミアム付商品券発行事業補助金として、事務費、商品券費などのため1億5,972万5,000円計上しています。

138ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費は、140ページにかけて目の2道路橋梁維持費を道路維持事業のため1億4,496万4,000円、目の3道路新設改良費を道路改良事業のため1億9,076万4,000円それぞれ計上しています。

141ページをお開きください。項の3都市計画費、目の2土地区画整理事業は、143ページにかけて菊陽第二土地区画整理事業を1億4,425万1,000円計上しています。

148ページをお開きください。款の9消防費、項の1消防費、目の1常備消防費は、菊池広

域連合負担金（消防費）として3億9,019万1,000円計上しています。

150ページをお開きください。目の3消防施設費、節区分の15工事請負費は、第二土地区画整理事業地内に防火水槽設置工事として2,400万円、消火栓設置工事として600万円それぞれ計上しています。

下の151ページを御覧ください。目の4防災管理費、節区分の15工事請負費は、（仮称）防災センター整備事業により駐車場整備工事のため500万円、節区分18備品購入費は、（仮称）光の森多目的広場整備事業により防災備品のため1,090万円計上しています。

160ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費、節区分の14使用料及び賃借料は、パソコン教育機器借り上げ料として、電子黒板機器など借り上げのため6,879万4,000円計上しています。

164ページをお開きください。目の5学校建設費、節区分の15工事請負費は、菊陽北小学校大規模改造工事のため2億8,314万円計上しています。

168ページをお開きください。項の3中学校費、目の1学校管理費、節区分の14使用料及び賃借料は、パソコン教育機器借り上げ料として、電子黒板機器など借り上げのため2,637万1,000円計上しています。

172ページをお開きください。目の5学校建設費、節区分の15工事請負費は、武蔵ヶ丘中学校給食室増築改修等工事のため1億8,968万円計上しています。

192ページをお開きください。項の6保健体育費、目の5総合スポーツ施設整備費は、193ページにかけて総合スポーツ施設整備検討のため510万8,000円計上しています。

196ページをお開きください。ここからは給与費明細書をつけております。また、205ページからは債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

209ページをお開きください。区分1の普通債は、平成31年度の起債見込み額5億7,890万円に対し、元金償還見込み額が8億1,000万3,000円により、平成30年度末現在高見込み額の102億9,425万3,000円から平成31年度末現在高見込み額100億6,315万円に減少となる見込みであります。

区分2の災害復旧費は、平成31年度の起債見込み額はなく、元金償還見込み額が75万2,000円により、平成30年度末現在高見込み額の13億672万3,000円から平成31年度末現在高は13億597万1,000円に減少となる見込みであります。

区分3その他で(1)の臨時財政対策債は、平成31年度の起債見込み額1億3,300万円に対し、元金償還見込み額が3億9,797万3,000円により、平成31年度末現在高は51億161万3,000円に減少となる見込みであります。

よって、地方債の平成31年度末現在高の合計は、一番右下の165億3,261万4,000円となる見込みであります。

210ページをお開きください。引き上げ分の地方消費税収入の使途について記載しております。

す。消費税率引き上げ分の地方消費税交付金 3 億 2,970 万 6,000 円について、全額を社会保障施策に要する経費に使用することを明示しているものであります。

以上で説明を終わります。御質問に対しましては担当課長等がお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 11 号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 9 議案第 12 号 平成 31 年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第 9、議案第 12 号平成 31 年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第 12 号平成 31 年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 88 万 9,000 円と定めております。

8 ページをお開きください。2 の歳入です。款の 1 財産収入、項の 1 財産運用収入、目の 1 基金運用収入は、土地開発基金の利子を 1 万 2,000 円計上しています。

款の 2 繰入金、項の 1 一般会計繰入金は 87 万 7,000 円で、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費分を一般会計から繰り入れるものであります。

下の 9 ページ、3 の歳出を御覧ください。款の 1 土地開発基金積立金は、基金利子 1 万 2,000 円を基金に積み立てるものであります。

款の 2 諸支出金、項の 1 財産取得費、目の 3 土地建物管理費の 87 万 7,000 円は、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 12 号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第13号 平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第10、議案第13号平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（川上一弘君） 議案第13号平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算については、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億2,784万8,000円と定めております。

第2条の地方債は、第2表の地方債で定めています。

2ページをお開きください。第1表の歳入歳出予算ですけど、6ページからの事項別明細書以降で説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。第2表の地方債であります。起債の目的として工業団地整備事業、地方債の限度額に1億2,250万円としています。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

5ページ以降は、予算に関する説明であります。

6ページをお開きください。歳入歳出予算の事項別明細書で、歳入歳出予算の総括表であります。説明は、8ページからの歳入歳出で説明いたします。

それでは、8ページをお開きください。2の歳入について説明いたします。

款の2繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金で534万8,000円としています。この繰入金については、原水工業団地2の2画地の貸付分であります。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、平成30年度からの繰越金で1億円としております。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節区分で工業団地造成事業債1億2,250万円としています。

下の9ページを御覧ください。3の歳出の主なものについて説明いたします。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業は、造成事業に必要な経費として2億2,784万8,000円を計上しています。節区分13委託料では、（仮称）第2原水工業団地整備事業の工事実施のための測量や詳細設計に係る経費として1億1,510万円、節区分の22補償補填及び賠償金では、工事の支障となる工作物等の移転補償費として1億1,000万円を計上しています。

11ページをお開きください。債務負担行為に関する調書であります。内容は記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 1 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について**

○副議長（甲斐榮治君） 日程第11、議案第14号平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第14号平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ35億7,950万円と定めております。前年度に比べて2億3,300万6,000円の増となっております。

第2条で一時借入金の最高額を2億円とし、第3条で歳出予算の流用について定めております。

8ページをお開きください。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は7億970万5,000円で、前年度に比べて1,284万8,000円の増を見込んでおります。

また、目の2退職被保険者等国民健康保険税は303万4,000円を見込んでおります。

10ページをお開きください。款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は25億8,602万8,000円で、2億1,166万1,000円の増としております。これは、保険給付費等に必要な財源として県から交付されるものであります。

11ページを御覧ください。款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は2億5,790万3,000円で、保険基盤安定繰入金や事務費繰入金などになります。

少し飛びまして14ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は1,674万3,000円。

下の15ページを御覧いただき、項の2徴税費、目の1賦課徴収費は334万1,000円で、国民健康保険の事務に要する経費を計上しております。

16ページをお開きください。下の段の款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は21億3,782万円で、前年度に比べて1億2,587万円の増を見込んでおります。

17ページを御覧ください。下の段の項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は3億1,529万円で、前年度に比べて6,284万円の増を見込んでおります。

18ページをお開きください。下の段の項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は

1,891万円を計上しております。

20ページをお開きください。款の3国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県に納付するもので、項の1医療給付費分、目の1一般被保険者給付費分は7億1,237万9,000円を計上しております。

項の2後期高齢者支援金分、目の1一般被保険者後期高齢者支援金分は2億1,518万1,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。項の3介護納付金分は6,516万1,000円を計上しております。

款の6保健事業費、項の1保健事業費、目の2疾病予防費は、次の22ページをお開きいただき、節区分19の負担金、補助及び交付金で人間ドック補助金1,325万円を計上しております。

項の2特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費は、下の23ページを御覧ください、節区分の19負担金、補助及び交付金で健診費用負担金として1,636万2,000円を計上しており、特定健康診査受診者を1,800人、特定保健指導受診者を170人と見込んでおります。

25ページをお開きください。款の9諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は、きくよう健康倶楽部事業費に対する国民健康保険被保険者分の繰出金として524万8,000円を計上しております。

最後に、款の10予備費は470万4,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第14号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第15号 平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第12、議案第15号平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第15号平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,779万4,000円と定めております。前年度に比べて925万2,000円の増となっております。

8ページをお開きください。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は、目の1特別徴収保険料と目の2普通徴収保険料と合わせまして2億8,214万8,000円で、前年度に比べて1,600万9,000円の増を見込んでおります。

款の４繰入金、項の１一般会計繰入金は、目の１事務費繰入金と目の２保険基盤安定繰入金を合わせまして８,６７３万４,０００円であります。

９ページを御覧ください。款の６諸収入、項の５受託事業収入、目の１後期高齢者医療広域連合受託事業収入は６３２万８,０００円で、健康診査と歯科口腔健診に対する受託事業収入であります。

１０ページをお開きください。項の６雑入は４１５万４,０００円を計上しております。これは、長寿健康増進事業に対する後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

１１ページを御覧ください。ここからは歳出の主なものについて御説明いたします。

款の１総務費は、項の１総務管理費を２２４万５,０００円、項の２徴収費を１４８万４,０００円で、事務に要する経費を計上しております。

１２ページをお開きください。款の２後期高齢者医療広域連合納付金は３億７,００１万１,０００円で、前年度に比べて８８３万１,０００円の増であります。この納付金は、保険料や保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に支払う納付金であります。

款の３保健事業費、項の１健康保持増進事業費は１,０５３万９,０００円を計上しております。これは、健康診査、歯科口腔健診、人間ドック補助金など、被保険者の健康保持、増進に必要な事業を行うための経費であります。

１３ページを御覧ください。款の４諸支出金、項の２繰出金、目の１他会計繰出金は、一般会計への繰出金で、長寿健康増進事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業に対する繰出金であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第１５号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第１３ 議案第１６号 平成３１年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第１３、議案第１６号平成３１年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第１６号平成３１年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成３１年度の当初予算につきましては、平成３０年度から３２年度までの３か年を対象期間とします第７期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、介護保険給付費の見



込み額を計上した予算編成としております。

まず、予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億582万円と定めており、前年度に比べて1億9,487万1,000円の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

10ページをお開きください。歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で、5億5,221万8,000円を見込んでおります。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で、4億3,220万4,000円を見込んでおります。

下のページで、項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、財政調整のために国が交付するもので、7,423万8,000円を見込んでおります。

同じく目の2と3は地域支援事業交付金で、合わせて3,204万3,000円を見込んでおります。

次に、款の5支払基金交付金は、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、6億4,899万円を見込んでおります。

12ページをお開きください。款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は3億2,407万2,000円を見込んでおります。

次に、項の2県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で、合わせて1,794万円を見込んでおります。

下のページで、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は2億9,087万5,000円を見込んでおります。

また、その他一般会計からの繰入金として、目の2から7まで、事業費分、地域支援事業分、介護予防支援分、低所得者保険料負担分を計上しております。

14ページをお開きください。款の10繰越金は1,454万9,000円を見込んでおります。

下のページで、款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は960万円を見込んでおります。

16ページをお開きください。歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として435万3,000円を計上しております。

下のページで、項の3介護認定審査会費、目の1介護認定審査会費は886万5,000円、目の2認定調査費等は1,368万3,000円を計上しております。

19ページをお開きください。款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は22億7,144万9,000円、前年度に比べて1億9,254万9,000円増額しております。

20ページをお開きください。項の3高額介護サービス等費は4,830万9,000円、項の4高額医

療合算介護サービス等費は500万円を計上しております。

下のページで、款の4は地域支援事業費であります。項の1介護予防生活支援サービス事業費、目の1介護予防生活支援サービス事業費は5,081万3,000円を計上しております。

22ページをお開きください。目の2介護予防ケアマネジメント事業費は636万3,000円を計上しております。

下のページで、項の2一般介護予防事業費は、地域住民グループ支援事業などで2,517万6,000円を計上しております。

24ページから28ページまでは、項の3包括的支援事業・任意事業費で、目の1から7までを合計して4,682万1,000円を計上しております。総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、任意、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援事業を実施するための経費であります。

29ページをお開きください。項の6介護予防支援事業費は、要支援者のケアプラン作成事業費で1,550万3,000円を計上しております。

30ページをお開きください。最後に、款の9予備費は100万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第16号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第17号 平成31年度菊陽町下水道事業会計予算について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第14、議案第17号平成31年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） 議案第17号平成31年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

本予算案は、地方公営企業法第24条第2項の規定により提出するものであります。

それでは、1ページをお開きください。第1条、総則でございますが、平成31年度菊陽町下水道事業会計予算は公共下水道事業と農業集落排水事業との連結予算であります。

第2条、業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的な目標として業務の予定量を定めております。年間有収水量は、公共で679万6,343立方メートル、農集は7万6,848立方メートルを見込んでおります。

次に、主な建設改良費であります。公共下水道施設整備費が7億5,270万6,000円、農業集

落排水施設整備費は1,778万円であります。

次に、2ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を13億5,290万円とし、事業費用を12億9,878万8,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画の部分で御説明いたします。

次に、3ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を9億6,819万3,000円、資本的支出額が13億5,457万1,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画の部分で説明いたします。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,637万8,000円についての補填内容は、上段に括弧書きで記載のとおりであります。

次に、4ページをお願いいたします。第5条、企業債は、下水道事業分で限度額7億1,050万円を予定しております。

なお、今年度につきましても、一般会計からの繰入金を抑制するため、資本費平準化債4,000万円の借入れを予定しております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。本予算では、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用額を1,000万円と定めるものであります。

次に、5ページの第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費4,695万1,000円を計上しております。

その下の第9条、他会計からの補助金としまして、汚水処理などに関する一般会計からの繰入金で9,226万5,000円を計上しております。

なお、負担金及び出資金を含めました一般会計からの繰入金の総額は3億3,544万5,000円で、このうち基準外の繰入金については6,272万2,000円を予定しております。

次に、第10条、利益剰余金の処分について定めておりますが、平成30年度からの繰越利益剰余金のうち790万8,000円を、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定に基づきまして、減債積立金に処分することを予定するものであります。

続きまして、附属書類の説明をいたします。

8ページをお願いいたします。予算の実施計画でございますが、主なものを御説明いたします。

款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、人口増などに伴いまして有収水量の増加が見込まれますことから、平成30年度当初と比較して4.7%増、約3,600万円増の8億356万8,000円を見込んでおります。

次に、目の2他会計負担金、予定額1億2,861万5,000円は、雨水処理にかかわります一般会計からの基準内繰入金であります。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金4,323万円は、農集分の汚水処理に関する維

持管理費及び企業債の元利償還分、いわゆる資本費に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、目の4長期前受金戻入、予定額3億6,387万7,000円は、現金収入を伴わない収入で、償却資産の取得、改良のため交付された補助金等につきまして、長期前受け金として負債に計上し、資産の減価償却に対応させて収益化を行うものであります。

以上、収益的収入合計は予定額13億5,290万円であります。

次に、9ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、予定額3億6,883万9,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費で、この中には3億381万円の熊本北部流域下水道維持管理負担金が予定額として含まれております。

次に、目の5総係費、予定額5,560万3,000円は、事業全体の運営、管理に要する経費でございます。また、大津菊陽水道企業団へ下水道使用料の徴収委託をしております経費3,019万円を含んでおります。

次に、目の6減価償却費、予定額6億8,324万3,000円は、有形、無形の固定資産減価償却費であります。

次に、項の2営業外費用、目の1支払い利息、予定額1億3,893万6,000円は、企業債償還利子予定額であります。

以上、支出合計は予定額12億9,878万8,000円であります。

続きまして、10ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入であります。

款の1資本的収入、項の1企業債につきましては、4ページの第5条で示しておりますとおり、予定額7億1,050万円としております。

次に、項の2出資金、予定額1億1,456万5,000円は、繰入基準内の企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金であります。

次に、項の3負担金、目の2受益者負担金、予定額1,346万円は、開発や住宅建設などによる賦課見込み額を予定しております。

目の3工事負担金、予定額630万1,000円は、熊本市からの花立地区雨水整備の建設改良工事に対する負担金と、セミコンテクノパーク汚水中継ポンプ場汚水ポンプ交換工事に対する合志市からの負担金でございまして、項の3負担金は合計で1,976万1,000円を予定しております。

次に、項の4補助金、目の3他会計補助金、予定額4,903万5,000円は、汚水事業、それから老朽管対策等の改築更新費用に対する繰入基準外の一般会計からの繰入金であります。

次に、項の5交付金は、社会資本整備総合交付金で予定額7,350万円であります。

以上、資本的収入合計は予定額9億6,819万3,000円であります。

次に、11ページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費、予定額7億7,048万6,000円は、工事に関する実施設計などの委託と、汚水及び雨水管渠築造工事や污水管渠改築更新工事等を予定しております。

次に、項の2企業債償還金は予定額5億8,186万7,000円であります。

以上、支出合計は予定額13億5,457万1,000円であります。

次の12ページは平成31年度予定キャッシュフロー計算書、13ページから16ページは職員給与費明細を、17ページには平成30年度の予定損益計算書、18、19ページには平成30年度の予定貸借対照表を、20、21ページには平成31年度の予定貸借対照表を、22ページからは予定貸借対照表に関する注記及びセグメント情報を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第11号から議案第17号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時13分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成31年2月28日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（平成31年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成31年2月28日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 議案第2号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第2 議案第3号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

日程第3 議案第4号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第4 議案第5号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第5 議案第6号 菊陽町農林業近代化施設共同作業所の設置及び管理に関する条例を廃止  
する条例の制定について

日程第6 議案第7号 平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

日程第7 議案第8号 平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）につい  
て

日程第8 議案第9号 平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第9 議案第10号 平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 矢 野 厚 子 君

2番 大久保 輝 君

3番 阪 本 俊 浩 君

4番 西 本 友 春 君

5番 那 須 眞理子 君

6番 佐々木 理美子 君

7番 中 岡 敏 博 君

8番 吉 山 哲 也 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 石 原 武 義 君

12番 岩 下 和 高 君

13番 大 塚 昇 君

14番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久美子 君

17番 甲 斐 榮 治 君

3. 欠席議員

18番 渡 邊 裕 之 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 山 川 真喜子 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
 教 育 長 上 川 幸 俊 君  
 総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君  
 健康保険部長 服 部 誠 也 君  
 土 木 部 長 大 山 陽 祐 君  
 総 務 課 長 板 楠 健 次 君  
 総務部次長兼  
 財 政 課 長 西 本 一 浩 君  
 人権教育・啓発課長 古 賀 直 之 君  
 福 祉 課 長 相 馬 仙 助 君  
 町 民 課 長 渡 辺 博 和 君  
 介護保険課長 宮 川 照 之 君  
 商工振興課長 川 上 一 弘 君  
 都市計画課長 井 芹 渡 君  
 環境生活課長 丸 山 直 樹 君  
 学 務 課 長 矢 野 信 哉 君  
 図 書 館 長 川 端 慎 一 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君  
 教 育 部 長 安 武 卓 明 君  
 福祉生活部長 阪 本 章 三 君  
 経 済 部 長 士 野 公 典 君  
 会計管理者兼  
 会 計 課 長 市 原 憲 吾 君  
 総合政策課長 中 島 秀 樹 君  
 総務部次長兼  
 税 務 課 長 酒 井 章 彦 君  
 東部町民センター所長 西 本 俊 子 君  
 子育て支援課長 内 藤 優 誠 君  
 健康・保険課長 東 桂一郎 君  
 農 政 課 長 山 川 和 徳 君  
 土木部次長兼  
 建 設 課 長 小 野 秀 幸 君  
 下水道課長 矢 野 和 幸 君  
 総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君  
 生涯学習課長兼  
 中央公民館長 梅 原 浩 司 君  
 農業委員会事務局長 鍋 島 二 郎 君



〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○副議長（甲斐榮治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、議員の皆さんに御報告をいたします。

昨日、渡邊議員宅を訪問いたしまして、昨日の議員辞職勧告決議案が賛成多数により可決されたことを伝達をいたしました。

以上でございます。

議長から本日まで欠席の届けがあっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を副議長が務めさせていただきます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第2号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第1、議案第2号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第2号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町嘱託歯科医の設置及び菊陽町立診療所の設置等に関する条例の廃止に伴い、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、議案を3枚めくっていただきまして、参考資料の新旧対照表で御説明いたします。

別表の番号22の項中、「町立診療所医師」を「町嘱託歯科医」に改め、報酬額を年額18万2,000円、費用弁償を1日につき1万円とするものであり、この額は町嘱託医の額と同額であります。

次に、23、町立診療所看護師の項を削り、24の項から28の項までを1項ずつ繰り上げるものであります。

議案の最初から2枚目のページを御覧ください。

附則で、施行期日を平成31年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それじゃあ、質問をさせていただきます。

費用弁償というのは、どのような考え方で項目として上げていらっしゃるのか、その目的とか背景をお尋ねをします。

○副議長（甲斐榮治君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 歯科医師の方に今までは1歳6か月健診とか3歳児健診とかの健診会場に来ていただいておりますけども、その健診会場に来るまでの旅費等についてを1万円ということでしていただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（甲斐榮治君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） つまり、通勤手当ということですよ、簡単に言えば。通勤手当が1日1万円というのは、僕としては非常に高額だと思うんですよ。どの辺の距離の歯科医までを含めているのかにもよりますけれども、近かったらひょっとしたらこの菊陽町内の方々のお医者さんも任命されるかもしれない。私たち議員は1日1,100円でしょ。町の行政の関係で費用弁償は1日2,200円ですよ。交通費だったら2,200円でも僕は多いと思ってるんですよ。報酬を上げないといけないというんだったら報酬を上げるべきだと思いますが、費用弁償として1万円というのはどうも高いと思いますが、その辺の検討はされたんですか。

○副議長（甲斐榮治君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） その辺の検討につきましては、近隣市町村の菊池郡市の市町、菊池市、合志市等も同額でありますし、今までお支払いしておりました町の嘱託医等についても費用弁償として1万円を支払ってるということから同額ということでさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（甲斐榮治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 3 号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第 2、議案第 3 号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

議案第 3 号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

説明の前に申し訳ございませんが、参考資料に一部訂正箇所がございますので、申し訳ございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

後ろから 2 枚目の参考資料の 8 ページをお開き願いたいと思いますけれども、8 ページの一番上の新旧対照表の名称が菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和30年条例第 2 号）新旧対照表となっておりますけれども、その括弧書きの部分の昭和30年を平成30年に訂正をお願いいたします。昭和30年を平成30年をお願いします。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いします。

それでは、1 枚目に戻っていただきまして、説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給与を改定するに当たり、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。8 枚目以降に参考資料をつけております。申し訳ございませんが、参考資料を願いたいと思います。

まず、参考資料の 1 ページをお開きください。

まず、今回の改正条例第 1 条関係の改正内容でございます。

第17条は宿日直手当ですが、1 行目の勤務 1 回につき現行「4,200円」を改正後は「4,400円」に改めるものでございます。

また、2 行目の括弧書きは年末年始における場合ですが、現行の「6,500円」を改正後は「6,700円」に改めるものでございます。なお、この改正は平成30年 4 月 1 日にさかのぼって改正するものでございます。

次に、第20条でございますけれども、勤務手当についてです。

第20条第 2 項第 1 号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率について、現行の「100分の90」を「6 月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改めるものでございます。12月支給分が0.05月分の増額となります。

同第2号は、再任用職員の支給率についてですが、現行の「100分の42.5」を「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改めるものでございます。12月支給分が0.05月分の増額となるものです。この20条の改正は、平成30年12月1日にさかのぼって適用するものでございます。

次に、1枚めくっていただいて、2ページから5ページまでは別表第1、行政職給料表の改正であります。

左側の現行の額を右側の改正後の額に改正するものでございます。初任給については月額1,500円、若年層については月額1,000円程度、そのほかは月額400円の引き上げを基本に改正するものでございます。この給料表の改正は、平成30年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

次に、新旧対照表6ページ、7ページを御覧ください。

6ページ、7ページは、今回の改正条例第2条関係の改正内容です。

第19条は、期末手当についての規定ですが、第2項中現行の「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」としているものを改正後は「100分の130」に改めるものでございます。

第3項は、再任用職員に対する適用ですが、現行の6月支給の100分の65、12月支給の100分の80のいずれも、改正後は100分の72.5に改めるものでございます。

次に、第20条の勤勉手当ですが、先ほどの第1条により改正したものをさらに改正するもので、第2項第1号は再任用職員以外の職員について、改正前の「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を改正後は「100分の92.5」に改めるものでございます。

また、第2号の再任用職員については、改正前の「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を改正後は「100分の45」に改めるものでございます。

今説明いたしました第19条、第20条の改正は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、新旧対照表の8ページを御覧ください。

8ページから10ページは、今回の改正条例第3条関係の改正内容でございます。

菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第2号）の一部改正であります。

内容は、8ページの下から4行目の現行「8,000円」を改正後は「8,300円」に改めるものでございます。これは、扶養親族たる子の扶養手当については、昨年の改正で1人につき1万円とし、経過措置として平成30年4月1日から平成31年3月31日までは1人につき8,000円としていましたが、この経過措置の8,000円を8,300円に改めるものでございます。

恐れ入りますが、7枚目に戻っていただきますでしょうか。参考資料の前のページであります、参考資料の1枚手前でございますけれども。

9行目からの附則についてですけれども、第1項で、この条例は公布の日から施行する、ただし第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとしております。

第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例第17条の宿日直手当、別表1の給料表及び第3条の規定による扶養手当の経過措置の改正については、平成30年4月1日からの適用とするものです。

第3項と第4項は、今回の改正に伴い、平成28年の給与制度の総合的見直しによる経過措置の対象外となる職員の給料及び手当について従前の例による額とするものであります。

第5項は、改正条例の勤勉手当の適用日。

第6項で内払い。

第7項で規則への委任を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第4号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第3、議案第4号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（相馬仙助君） 議案第4号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関す

る条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条の表、一部負担金の項中、「第21条の5の28」を右側の改正後ですけれども、「第21条の5の29」に改めるものでございます。

議案の最初のページを御覧ください。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第5号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第4、議案第5号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

環境生活課長、説明を求めます。

○環境生活課長（丸山直樹君） おはようございます。

議案第5号菊陽町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、一般廃棄物処理手数料の改正等のため、同条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在の菊陽町指定袋につきましては、燃やすごみ指定袋は大、小、特小の3つのサイズがあ

りますが、不燃埋立ごみ及び資源物の指定袋は大と小の2つのサイズで、特小サイズがありません。以前より高齢者や単身世帯からごみ出しが重い、月に1度の収集日までの置き場に困っているなど特小サイズを求める要望が多く寄せられていました。町としても住民の皆様のごみ出しの利便性を図るため、新たに不燃埋立ごみ及び資源物の指定袋につきまして、特小サイズを追加するものであります。

内容につきましては、最後のページで、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

別表第2は、同条例の第22条第1項第2号アで示す一般廃棄物処理手数料のうち、ごみの収集運搬手数料を指定袋代として住民の皆様に御負担していただく額を定めたものになります。

改正部分につきましては、下線部分になります。

現行の不燃・埋立ごみ及び資源物の各区分に改正後は小の下段に単位で特小と手数料で15円を追加しております。また、現行では単位を大、小、特小のみであらわしておりましたが、各サイズの収納容量が分からないため、改正後は各区分の単位の各段で大の後に45リッター、小の後に30リッター、特小の後に15リッターを追加するものです。

最後に、2ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第6号 菊陽町農林業近代化施設共同作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第5、議案第6号菊陽町農林業近代化施設共同作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（山川和徳君） 議案第6号菊陽町農林業近代化施設共同作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。

菊陽町農林業近代化施設共同作業所の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

この条例で規定する菊陽町農林業近代化施設共同作業所の使用が廃止されました。また、減価償却資産としてその耐用年数を経過しておりますので、同作業所の用途を廃止するものであります。用途廃止に伴い、本条例を廃止する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の1ページをお開きください。

まず、施設の位置を示しております。

続きまして、施設の概要について御説明申し上げます。

参考資料の2ページをお開きください。

所在、菊陽町大字久保田字楠730番地1、規格、鉄骨平家スレート葺、建築面積、252.06平方メートルでございます。

この施設は、昭和54年度、農林業同和対策事業で設置された施設でございます。施設を管理、利用する中代共同乾燥場利用組合は、昭和55年、24名で設立されております。

組合員の高齢化や後継者不足により離農が相次ぐなど、組合員の減少や施設の老朽化に伴いまして、同施設の使用廃止に向けた協議がこれまで進められてきたところでございます。そして、今般、協議が調いまして、施設の使用を廃止するに至ったところでございます。また、当該施設の耐用年数は31年でございますが、既に経過していますことから、共同作業所としての使用を廃止するものでございます。用途廃止に伴いまして、本条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第7号 平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第6、議案第7号平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第7号平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成30年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入の補正や、事業の進捗状況等により見直しを行ったものなどの歳出の補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,240万9,000円を追加し、総額を165億8,157万5,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を、第2表、第3表、第4表でそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正は、1の追加で、今回の補正予算による予算計上により、施工期間が足りない事業や協議等に日数を要した事業など12件の事業について繰越明許費とするものであります。

下の7ページを御覧いただき、2の変更で、道路新設改良単独事業について繰越明許費の金額を変更するものであります。

8ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正は、1の変更で、電子計算機導入に伴う機器借り上げ料、中小企業等近代化融資資金利子補給について限度額を変更するものであります。

下の9ページを御覧ください。

第4表の地方債補正は、1の変更で4件の事業について限度額を変更するものであります。

地方債の補正額は合計で2,160万円増額となり、総額を9億3,310万円とするものであります。

11ページからは補正予算に関する説明書になります。

14ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人の現年課税分は1億5,000万円を増額するもので、内訳は説明欄に記載のとおりであります。

款の16国庫支出金、項の2国庫補助金は、下の15ページにかけて説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。このうち、15ページの目の8消防費国庫補助金は、節区分の4防災管理費補助金で、都市防災総合推進事業による（仮称）防災センター事業を2,620万円増額しています。

款の17県支出金、項の2県補助金から17ページの項の3県委託金も、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。このうち、16ページをお開きいただき、項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金は、節区分の3平成28年熊本地震復興基金交付金で、住宅耐震化支援事業ほか2事業の増減により561万1,000円減額しています。

下の17ページを御覧ください。

款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は8,000万円減額しています。

18ページをお開きください。

款の23町債は、次の19ページにかけて説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減しています。

このうち、19ページの項の8消防債、目の1消防債は、都市防災総合推進事業による（仮称）防災センター事業を2,620万円計上しています。

20ページをお開きください。

次は、3の歳出になります。

補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

下の21ページを御覧ください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、路線バス維持補助金として地方バス運行等特別対策補助金を1,879万円増額しています。

24ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費は、節区分の20扶助費で、サービス利用の増加により障害児通所支援サービス費を800万円増額しています。

26ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の4保育園費は、節区分の13委託料で、国の給付単価の増により私立保育所保育委託料を1,878万5,000円増額し、節区分の19負担金、補助及び交付金で、一時預か

りや延長保育などの実績見込みにより私立保育所等特別保育事業補助金を2,573万3,000円減額し、節区分の20扶助費で、国の給付単価の増により施設型給付費を2,038万8,000円増額しています。

34ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、事業費の確定により説明欄、耐震診断・改修助成金を840万3,000円、ブロック塀等除却費補助金を763万7,000円減額しています。

目の3公共下水道費は、減価償却費補助分と汚水工事費分の減により下水道事業補助金を3,203万7,000円減額しています。

36ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費は、（仮称）防災センター整備事業により、節区分の13委託料で、説明欄、基本設計委託料を600万円減額し、測量委託料を300万円、地質調査委託料を1,350万円、実施設計等委託料を3,245万5,000円、節区分の15工事請負費で、駐車場整備工事を500万円、節区分の17公有財産購入費で、土地購入費を3,069万8,000円、それぞれ増額しています。

下の37ページを御覧ください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費は、節区分の15工事請負費で、各小学校改修工事を2,792万3,000円減額しています。

最後に、41ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため3,244万6,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子議員。

○16番（小林久美子君） すいません。今、説明いただいたんですけど、36ページの防災管理費のところ、委託料がそれぞれ測量委託、地質調査、実施設計とありますけど、どういうところに委託をされるのかということと、17番の公有財産の購入費が3,069万8,000円ありますが、これについて説明をお願いします。

○副議長（甲斐榮治君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

まず、委託料の測量、地質調査、実施設計の委託をどういう業者に発注する、委託するかということですが、それぞれの専門業者になるかと。測量は測量、それから地質調査は地質調査、それから実施設計につきましては、こちらは建物を建てるということになりますので、設計業者等になるかというふうに思っております。

それから、公有財産の土地購入費ですけれども、防災センターを建築する、建物を建築するに当たって駐車場がかなり確保できなくなるということから、近隣の土地を購入したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（甲斐榮治君） ほかに質疑はありませんか。

那須真理子君。

○5番（那須真理子君） 34ページをお願いします。

ブロック塀等の除却費補助金が減らされておりますけれども、菊陽町を点々と見ますと、ここは危ないなというところが何か所か大分あります。これまでに実績としてどれぐらいの人がこれを利用したかということと、これからもそういう方が利用する場合、この補助金というのは毎年上げられるものかというのを聞きたいと思います。

○副議長（甲斐榮治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 現在までの実績ですけれども、3月末の予定で2件でございます。それから、今相談があつてのが5件ほどあります。その分につきましては、繰越予算を計上しておりますので、繰越しで対応したいというふうに考えております。

今後の対応ですけれども、現在のところ平成32年度まで考えているところでございます。

以上です。

○副議長（甲斐榮治君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 僕もこのブロック塀の話をちょっとお尋ねしようと思いましたが、別の角度からお尋ねします。

今回760万円余り減額で、31年度予算案では1,000万円計上されてますよね。結局、PRが足りないんじゃないかという感じが一つしますので、その辺について今年度はどのように取り組んできたのかということをお尋ねをしたいと思います。

それと次に、21ページを見ていただいて、先ほど説明があつた地方バス補助金ですね。この1,879万円余りの増額ですが、この増額の理由を教えてください。一応2点です。

○副議長（甲斐榮治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 広報につきましては、12月の広報にまず載せておりますのと、ホームページにも掲載しております。次に、4月の広報にも載せる予定です。

以上です。

○副議長（甲斐榮治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 地方バス運行等特別対策補助金の1,879万円につきましては、路線バスの赤字補填ということになりますけれども、事業者から12月に額が決定して請求が来ます。この請求に関しましては、国の基準に基づいた計算で運輸支局と協議を事業者がして、それが本町の方に請求が来るということになります。当初予算で593万4,000円を仮に当初予算で

組んでおりますので、その差額の1,790万円を補正させていただくということになります。

以上でございます。

○副議長（甲斐榮治君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 費用が確定したらで補正したということでしょ、今回についてはね。その前段として、さっき課長が言われたみたいに赤字補填なんですよ。だから、電力の総括原価方式じゃないけれども、その事業者の赤字を全部自治体が、全部じゃないけど、自治体が補填するという考え方でこういうふうに運営してくると、その事業者としては赤字を垂れ流しても赤字を持ってくれるところがあるということになって、事業体としては経営が非常に怪しくなると思うんですよ。その辺のモラルハザード的なことというのは何か考えてますか。

○副議長（甲斐榮治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） この補助金に関しましては、一応国の基準に基づき計算してるところがございます。ただ、事業者の方からそれぞれの自治体に回って説明に来られますけれども、その際に菊陽町においても乗らないような路線について廃止であったり、そういったことの検討を要望したりというようなことはお願いしてるところでございます。

○副議長（甲斐榮治君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） これも総合政策になるんだと思うんですけど、結局そうするとバス路線が廃止になってくると交通弱者が発生して、そうするとまた巡回バスとか別なもので菊陽町の中の公共交通機関を何とかしろという話になってって、赤字が出たから廃止すればいいということでもないんですけども、要するに片一方では町民の皆さんの足は確保するなりしながらも、経営体に対しての口をどのくらい入れていくのかの可能性っていいですか、補助金を出すのであれば意見も出させろというような形でどのように運営されてるのかというところを重ねてお尋ねをいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） それに関しましては、事業者の方に必要なところは走らせる走らせないというようなことは協議をしているところです。それとまた、今あわせて路線バスの廃止になったようなところ、それから以前からよく言われております路線バスに関する見直しあたりについてもあわせて今協議をしてるところでして、路線バスの協議の中にはバス事業者も入っていただいておりますので、そちらの方ともあわせて今検討しているところです。

○副議長（甲斐榮治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第8号 平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第7、議案第8号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（川上一弘君） 議案第8号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳出予算の補正で、既定の歳出予算総額に変更はございません。

第2条の繰越明許費は、第2表の繰越明許費で定めております。

2ページをお開きください。

第1表の歳出予算補正ですが、5ページ以降の補正予算に関する説明以降で説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

下の3ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費であります。

内容は、現在（仮称）第二原水工業団地整備事業に係る用地取得のための地権者交渉や計画実現に向けた基本設計及び地質調査の発注を行い、実施しているところでありますが、地権者交渉や関係機関との協議に日数を要しているため年度内に完了が見込めないため、工業団地造成事業費1億6,202万7,000円を繰越明許費として計上するものでございます。内訳は、用地費1億2,000万円、基本設計委託費2,010万1,000円、地質調査委託費1,092万6,000円、補償調査委託1,100万円であります。

なお、補償調査につきましては、3月の末発注を予定しているところでございます。

6ページ以降は、補正予算に関する説明になります。

6ページをお開きください。

歳出予算事項別明細書で、歳出予算の総括表であります。

説明は、7ページの歳出で説明いたします。

それでは、下の7ページを御覧ください。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、9,047万円を減額し、総額を

1億7,785万8,000円とするものです。節の区分の13委託料では、本年度に予定しておりました工事実施のための測量、詳細設計については用地交渉に時間を要しているため年度内の実施が見込めないため、8,880万円を減額するものです。

なお、減額しました予算につきましては、平成31年度に再活しております。

款の3予備費、項の1予備費、目の1予備費につきましては、補正額の調整のため9,047万円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第9号 平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第8、議案第9号平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第9号平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に70万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億5,766万2,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

今回の補正は、歳入では国、県からの交付決定等に伴い、国庫支出金、支払基金交付金を減額し、保険料、県支出金、諸収入を増額しております。

下のページの歳出では、事業見込み等に基づき、保険給付費、地域支援事業費、予備費を増

額し、総務費を減額しております。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金を949万1,000円増額しておりますが、これは国からの交付決定によるものであります。

次に、項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、1,789万4,000円減額しておりますが、これも国からの交付決定によるものであります。

下のページで、款の5支払基金交付金、目の1介護給付費交付金を、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定に基づき1,262万円減額しております。

11ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を287万1,000円減額しておりますが、これは先に通知があった過年度の事業交付金の返還額が訂正により変更になったためです。

最後に、款の9予備費については、財源調整のため290万5,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第10号 平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第9、議案第10号平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） 議案第10号平成30年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）に

ついて御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由としましては、使用料の増額及び建設改良費の減額でございます。

それでは、1 ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

1 ページの第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款収益的収入を1,577万9,000円増額し、13億6,424万6,000円としております。それから、支出につきましては115万円増額し、13億2,506万円としております。

続きまして、2 ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的収入を4,110万5,000円減額し、5億7,155万4,000円としております。それから、支出につきましても2,597万6,000円減額し、9億4,612万円としております。御覧のように、収入額が支出額に対し3億7,456万6,000円不足しておりますので、その補填財源についての説明を上段に記載しております。

続きまして、3 ページをお開きください。

第4条、企業債の補正につきましては、事業費の減額に伴い、流域下水道事業分の限度額を530万円減額し430万円とし、流域関連公共下水道事業分の限度額については40万円減額し1億6,560万円とし、限度額の総額を2億9,220万円としております。

続いて、第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費の補正につきましては、60万1,000円増額し、4,663万5,000円としております。増額の理由としましては、夜間工事現場監督などでの時間外手当と給与改正に伴うものであります。

続いて、第6条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を3,203万7,000円減額し、1億872万円としております。

次に、6 ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、企業からの排水量が業績の向上により増加しており、使用料の増が見込まれますので3,000万円増額し、7億9,754万4,000円としております。

続いて、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、使用料の増加に伴いまして1,495万2,000円減額し、5,948万6,000円とするものであります。

以上、収入合計は、1,577万9,000円増額し、13億6,424万6,000円とするものであります。

次に、7 ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の3セミコンテクノパーク維持管理費、修繕費は、600万円減額し、1,782万1,000円とするものであります。

主な減額の理由としましては、当初セミコンテクノパーク汚水中継ポンプ場の汚水ポンプ1基をオーバーホール、修繕での対応を計画しておりましたが、経過年数及び部品等の劣化状況が激しく、修繕より新規取替えの方が安価となったため新規購入することとしました。したがって、不用残により今回減額するものであります。

目の5総係費は、下水道事業受益者負担金一括納付報奨金につきまして、収入を見込んでおりました企業の負担金納入が企業側の予算の都合により平成31年度にずれ込むことになったため、135万円を減額し、5,280万8,000円とするものであります。

続いて、項の2営業外費用、目の3消費税及び地方消費税は、使用料の増額などにより消費税納税額も増える見込みでありますので、800万円増額し、2,330万円とするものであります。

以上、支出合計は、115万円増額し、13億2,506万円とするものであります。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、熊本県北部流域下水道建設負担金分及び町施工の公共下水道事業分につきまして、社会資本整備総合交付金決定額の減に伴い事業費が減となりますので、起債予定額についても570万円を減額とし、2億9,220万円とするものであります。

項の3負担金、目の2受益者負担金は、今年度の調定額がほぼ確定したため減額するものであります。

主な理由は、企業の負担金約260万円の納入が企業側の予算の都合によりまして平成31年度にずれ込むことになったものであります。

続いて、項の4補助金、目の3他会計補助金は、汚水事業、老朽管対策事業の建設改良費に関する一般会計からの繰入金でございまして、事業費の減に合わせて1,708万5,000円を減額し、4,923万4,000円としております。

続いて、項の5交付金、目の1交付金は、社会資本整備総合交付金決定額の減によるものでございまして、1,572万円を減額し、8,828万円としております。

以上、収入合計は、4,110万5,000円を減額し、5億7,155万4,000円とするものであります。

次のページの支出につきましては、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費は、公共下水道事業において、社会資本整備総合交付金決定額の減に伴う事業費の減でございまして、2,597万6,000円の減としております。

以上、支出合計は、2,597万6,000円を減額し、9億4,612万円とするものであります。

次の10ページにつきましては、平成30年度予定キャッシュフロー計算書であります。

次の11ページは、職員給与費の明細書であります。

続いて、12、13ページは平成30年度末の予定貸借対照表でございまして、次の14、15ページにおいて貸借対照表等に関する注記を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 6ページなんですけれども、下水道使用料が企業の使用が増えて補正が組まれています、企業というのは何名以上のをいうのかということ、下水道使用料の中で企業の使用割合というのはどのくらいかということ、どういふふうに変化しているのか。そこまではここで分からないかもしれないんですけど、企業のおおよその割合をお願いしたいと思います。

それから、8ページなんですけれども、受益者負担金で企業側の都合で平成31年度にずれ込み補正というふうにあるんですけど、これは例年そういうことがあるのか、どういう理由なのかについてお尋ねをします。もしお手元に資料がなかったら後でもいいですけど。

○副議長（甲斐榮治君） 下水道課長。

○下水道課長（矢野和幸君） ちょっと手元の方に詳細な資料を持っておりませんので、後ほどきちんと整理しまして回答の方をさせていただきたいと思います。

ただ、今回の使用料の増につきましては、まずソニーでございますけれども、こちらの方、29年度、平成30年1月までの使用水量が161万360立方メートルで、平成30年度、31年1月までの使用水量が183万345立方メートルと昨年と今年の同時期で比較して約22万立方メートル増加しております。22万立方メートル掛けるの企業の使用料単価115円を掛けまして、ソニーだけで約2,600万円の増となっております。

それから、8ページの受益者負担金の翌年への、30年度から31年度へのずれ込みということなんですけれども、これは今回が初めてでございます、これまでは毎年入っていたというふうには報告を受けております。今回、担当の方がきちんとその企業と協議いたしまして、確実に平成31年度にはお支払いいただくということになっております。これは、企業側の予算の事務処理の遅れといいますか、そういうことによって31年度にずれ込むということになりました。

以上でございます。

（16番小林久美子君「分かりました」の声あり）

○副議長（甲斐榮治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時9分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成31年3月6日（水）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成31年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成31年3月6日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 矢 野 厚 子 君  
3 番 阪 本 俊 浩 君  
5 番 那 須 眞理子 君  
7 番 中 岡 敏 博 君  
9 番 北 山 正 樹 君  
11番 石 原 武 義 君  
13番 大 塚 昇 君  
15番 上 田 茂 政 君  
17番 甲 斐 榮 治 君

2 番 大久保 輝 君  
4 番 西 本 友 春 君  
6 番 佐々木 理美子 君  
8 番 吉 山 哲 也 君  
10番 布 田 悟 君  
12番 岩 下 和 高 君  
14番 川 俣 鐵 也 君  
16番 小 林 久美子 君  
18番 渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君  
書 記 山 川 真喜子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教 育 長 上 川 幸 俊 君  
総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君  
健康保険部長 服 部 誠 也 君  
土 木 部 長 大 山 陽 祐 君  
総 務 課 長 板 楠 健 次 君  
総務部次長兼  
財 政 課 長 西 本 一 浩 君  
人権教育・啓発課長 古 賀 直 之 君  
福 祉 課 長 相 馬 仙 助 君  
町 民 課 長 渡 辺 博 和 君  
介護保険課長 宮 川 照 之 君  
商工振興課長 川 上 一 弘 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君  
教 育 部 長 安 武 卓 明 君  
福祉生活部長 阪 本 章 三 君  
経 済 部 長 士 野 公 典 君  
会計管理者兼  
会 計 課 長 市 原 憲 吾 君  
総合政策課長 中 島 秀 樹 君  
総務部次長兼  
税 務 課 長 酒 井 章 彦 君  
東部町民センター所長 西 本 俊 子 君  
子育て支援課長 内 藤 優 誠 君  
健康・保険課長 東 桂一郎 君  
農 政 課 長 山 川 和 徳 君  
土木部次長兼  
建 設 課 長 小 野 秀 幸 君

|         |           |     |
|---------|-----------|-----|
| 都市計画課長  | 井 芹       | 渡 君 |
| 環境生活課長  | 丸 山 直 樹 君 |     |
| 学 務 課 長 | 矢 野 信 哉 君 |     |
| 図 書 館 長 | 川 端 慎 一 君 |     |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 下 水 道 課 長         | 矢 野 和 幸 君 |
| 総務課総務法制係長         | 小 泉 秀 和 君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 梅 原 浩 司 君 |
| 農業委員会事務局長         | 鍋 島 二 郎 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

（「議長」の声あり）

これから本日の会議を開きます。

（「議長、休憩」の声あり）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

（「議長、休憩」の声あり）

それでは、順番に発言を許します。

布田悟君。

（「休憩お願いします」「議長、休憩お願いします」の声あり）

開会しております。御着席ください。

（「休憩お願いします」「休憩お願いします。どぎゃんなつとつと、局長」「2人以上の動議よ」の声あり）

暫時休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩 午前10時1分

再開 午前10時22分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（渡邊裕之君） それでは、再開いたします。

御注意いたします。

定足数を欠くおそれがありますので、会議規則第12条第2項の規定によって退席しないように求めます。

議員各位に申し上げます。

定足数を欠くおそれがありますので、会議規則第12条第2項の規定によって退席しないように求めます。

暫時休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

定足数を欠いたため、地方自治法第113条及び会議規則第13条の規定により出席催告をいた



しましたが、これに応じないため、このまま会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 傍聴の町民の皆様、おはようございます。

まずもって、菊陽町議会議員の一人として、開会の議場が混乱したことをおわび申し上げます。

私、今回の一般質問のトップバッターの任に当たるわけですが、今回、4名の議員が質問いたします。これは、順番はくじ引きです。たまたま私がこういう大勢の傍聴者の皆様の前で一般質問をさせていただくということで、うれしくもあり、そして非常に緊張もしております。

しかしながら、議会、議員間のこういった問題が発生しているということで、まずは町民の皆様方、そして大事な3月定例議会を乗り切らなければならない行政執行部の皆様方にも迷惑をおかけしたということに対しては、議員として不徳のいたすところであるというふうに私は感じております。

さて、一般質問に入ります前に、先の12月定例議会におきまして議員の方からも一般質問で出ておりました。それから、地域の区長さんの方からも出ておったと聞いております。キャロップピアにおける期日前投票の本庁並みの回数増加ということが一般質問でも上がっておりました。それをいち早く、今回行われます4月の統一地方選挙、熊本県議会議員選挙、そして菊陽町議会議員選挙に当たって、キャロップピアにおける期日前投票の回数を1回から4回に増やしていただいたということで、町民の皆様方、有権者の皆様方の投票する機会を増やしていただいたということに対して敬意を表したいと思っております。

国民の一番の権利であります参政権。投票する権利というのが平等に確保されているわけがありますけれど、これが地域によって差が出るということは、その権利に差を設けることでもありますし、重要な行政に参画する議員の機会を奪うことにもなります。そういった観点からも、この期日前投票4回の増加については、改めまして敬意を表したいと思います。

以下、菊陽町の今後の都市計画、教育問題、福祉問題につきまして、質問席の方から質問させていただきます。時間は、残り時間57分となっておりますけれど、予定どおり11時をもちまして私の質問時間とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） まず、先の12月定例会開会時にニュースが舞い込んでまいりました。菊陽町三里木駅から熊本空港への鉄道新線の整備計画というのが熊本県によって決定されました。それにつきまして、熊本県の、特に熊本市の経済4団体も知事に要望書を出すなど、鉄道

新線整備に伴う空港周辺地域の開発にも期待を寄せております。菊陽町としては、その起点となる三里木地区、特に三里木地区からパークドーム、運動公園を通りまして空港へ向かうということで、熊本県の計画の中においては重要な地域になると考えられます。その計画につきまして、菊陽町として今後、どのようなこの計画に対する取組を現時点で考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 答弁はいたしますけども、傍聴者の方もいらっしゃいます。こういうような状態の中で一般質問が行われるということは非常に残念でありますけども、それについて議長、何か言われんでもいいですか。

○議長（渡邊裕之君） はい、結構です。答弁を続けてください。

○町長（後藤三雄君） はい。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年の12月の熊本県議会において、蒲島県知事は、J R 豊肥本線の三里木駅から鉄道を分岐し、空港までつなぐ案を検討する方針を示し、J R 九州と事業について協議を進める旨の発言がありました。今年の1月には、J R 九州が、三里木駅から分岐、延伸する県の案に沿って協議を進めるということを明らかにしたところであります。

そのような中、県は2月下旬に、豊肥本線から空港へのアクセス改善の方法として三里木駅から分岐し、県民総合運動公園の付近に中間駅を設置し、その駅を経由して空港に接続するという基本的な方向性についてJ R 九州の同意を得たということであります。平成31年度に事業化の検討を本格化させることとしておりまして、県は平成31年度当初予算に、三里木駅からの分岐を想定した詳細な事業費とルートの調査経費約5,000万円を計上されまして、平成32年3月までにその結果をまとめるということにされております。

本町にとって、三里木駅からの分岐については、空港や県民運動公園へのアクセス改善のみならず、三里木駅周辺地域や白水地域の活性化など、期待される効果は大きなものがあると考えてるところであります。また、本計画は、空港の利用促進や県全体の観光振興の底上げに寄与することから、町としてできることは積極的に協力をしながら、そして県や関係機関と連携して町全体の活性化につながるような取組を進めていく考えでおります。

議員各位におかれましても、何よりも一番影響する地域の住民の皆さんの理解と協力も必要になるかと思いますが、ぜひ町全体の活性化につながるような取組を進めてまいります。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） この計画は、5年なり10年なりのスパンで超スピードを上げて進んでいくものと考えられます。その点におきましては、特に菊陽町における唯一の経済団体であります商工会、それから三里木商工繁栄会、夢街光の森会等もございます。そういったところとのいろんな連携を組みながらの情報交換を進めると、共有するというのも必要じゃないかと思いますが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） その件につきましては、2つ目の質問ということでよろしいですか。

（10番布田 悟君「はい」の声あり）

地域経済団体や関係商工業者組織との意見交換や情報の共有化が必要と思うが、どう取り組むかということにつきましては、現時点においての駅周辺の整備計画は明らかになっていませんが、三里木駅から分岐すること、また県民運動公園付近に新駅が設置されることによる経済効果等を最大限に引き出すために、地域住民の皆様や議会、経済団体や商工業者の皆様の御理解や御協力を得ながら進めることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 2番目の質問に入ります。

白川流域かんがい用水群の観光資源化ということで、これマスコミ、新聞等でも発表されました。大津町、菊陽町、熊本市にまたがり、白川流域において整備されております鼻ぐり井手を中心としたかんがい井手がございます。世界遺産群化ということで、一躍、観光スポットということで焦点が当てられると思いますけれど、今も鼻ぐり井手は菊陽町では唯一の観光資源ということで認識も深められつつあるわけでありますけれど、もっと認知度を高めるためにも、熊本市、大津町との連携による鼻ぐり井手公園の活性化という展開も必要だと思いますけれど、このような取組をどのように今から考えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

昨年8月に、馬場楠井手用水ほか2市町の施設から成る白川流域かんがい用水群が世界かんがい施設遺産に登録されました。白川流域かんがい用水群を構成する施設としては、菊陽町の馬場楠井手用水、大津町の上井手用水、下井手用水、熊本市の渡鹿用水となっており、中でも本町の馬場楠井手は全国的に類を見ない独自の技法や規模、歴史的価値、今も現役で稼働していることなど、用水群の目玉となるものです。

さて、観光スポットとして認知度を高めるための大津町、熊本市との連携については、平成31年度において、熊本県の地域づくりチャレンジ推進事業補助金を活用した菊陽町、大津町、熊本市との連携事業を予定しており、テレビ熊本による番組、郷土の偉人シリーズ、土木の神様・加藤清正を作成することとしております。現在、脚本、キャスト、現地ロケ等の検討を行っているところです。これに加えて、連携市町においてのシンポジウムの開催については、県の農村整備課も巻き込んで具体的な取組を始めたところです。また、今後はツーリズムについても検討を行うこととしています。

昨年8月の世界かんがい遺産登録、今年1月の町制施行50周年、また同じく今年1月には、県文化財保護審議会において鼻ぐり井手が熊本県指定文化財に指定すべきものとして答申されたことなど、町にとってこれ以上ないタイミングでの連携事業の実施であると考えています。

これらの取組を鼻ぐり井手公園をはじめ地域の活性化につないでいけるように、菊陽南校区活性化協議会などとも一緒になって、先人から受け継いだ鼻ぐり井手の価値を改めて見直し、高めていきたいと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○１０番（布田 悟君） ３番目の質問に入ります。

幼児、児童、そして高齢者の方々。この方々は、特に家族、地域、行政一体となった保護を要する社会的な弱者であります。そのような社会的な弱者の一つである幼児、児童が今、最も身近にいて守らなければならない立場にある親による暴力、親による体罰を超えたいじめ、暴力が世間にははびこっております。このような児童・生徒に対する、その心身を守る対策につきましてお聞きいたします。

本町における児童・生徒の不登校やいじめの実態についてお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） 議員の質問にお答えいたします。

不登校の児童・生徒数は、熊本県全体や菊池郡市管内でも増加傾向にある。そこに、小学校における不登校児童数の増加が特徴として上げられます。平成31年１月末現在での本町における不登校児童・生徒数は、県全体と同様に増加の傾向にあります。その対応のため、町や県及び菊池教育事務所派遣のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各学校に配置をしております。また、心の相談室や適応指導教室の活用、啓発を進め、不登校の未然防止、解消に努めております。

また、学校が認知しておりますいじめの件数は、昨年度の同時期と比較しますと、教師の見守りはもちろん、定期的ないじめアンケートの実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した早い段階での教育相談の実施などにより、減少傾向にあります。

今後ともいじめの未然防止に努めてまいります。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○１０番（布田 悟君） 子どもは、まずは親に対して自分の身を守る本能からＳＯＳを発信するわけでありませうけれど、それも聞き入れられない。ということで、学校現場における先生方。そして、その先生方が対応をなかなかできず、行政の一環である教育委員会等に相談をされるわけでありませうけれど、とりもなおさず、今回社会問題となっている児童の虐待による死は大人の怠慢によるケースであると思われます。本町ではそういったことはないとは思いますが、問題となるケースがあるのかないのかお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） お答えいたします。

千葉県野田市の虐待死事案を受け、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検が文部科学省及び厚生労働省を通じて行われたところです。その調査では、現在のところ、菊陽町の小・中学校及び保育所等において問題になるケースは報告はされていません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 子どもを守るという学校現場、その前にまずは親、家族、そして学校、教育委員会、児童相談所、そして今回またクローズアップされております警察などの協力体制による連携が必要であると思われませんが、そういうところを菊陽町当局といたしましてはどのように考えておられますか。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） お答えいたします。

児童虐待の防止は社会全体の課題であり、児童・生徒を虐待から守るためには、学校、家庭、地域社会、関係機関等が密接に連携することが重要であると考えます。

児童虐待の防止や早期発見のために、学校においては定期的なケース会議を開催しております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者との教育相談も実施しています。さらに、子育て支援課や福祉課、健康・保険課等、福祉部局と連携し、児童・生徒の情報交換を密に行っております。

そのほかにも、児童相談所、教育事務所、福祉事務所、学校管理職及び養護教諭等の関係職員並びに学務課、子育て支援課の専門職である相談員及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等から成る菊陽町要保護児童対策地域協議会では、要保護児童・生徒の適切な保護や支援を行うために、児童・生徒の情報交換を定期的に行っております。事案によっては、警察や医療関係機関等とも連携して、児童・生徒の適切な保護や支援に努めております。

今後も、虐待の早期発見や未然防止、虐待を受けた児童・生徒の適切な支援のため、さまざまな連携を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 先ほど、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩、正しい雲と書きますけど、ジョンウン。キンマサクモと私たちは、関係者は呼んでおります。による会談がベトナム、ハノイで行われました。関係しております北朝鮮による拉致被害者の救済についても若干話題には出たようでありますけれど、これは日本人、そして日本国政府が責任を持って取り組み、解決しなければならない問題であります。

そこで、北朝鮮による人権侵害の最たるものであります拉致問題につきまして、その啓発のための教育的な取組をどのように菊陽町では行っておられるのかお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） 御質問にお答えいたします。

議員御質問の北朝鮮による拉致問題は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害として、熊本県人権教育啓発基本計画に定められております13の人権重要課題の一つとして、平成20年

度より学校現場において取組が始まっております。

県及び県教育委員会では、県民が広く拉致問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害啓発週間を中心に、講演会やポスター、パネル展示等の啓発事業が実施されております。また、拉致問題に含まれます家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどの教育的な課題を、拉致被害家族の手記や映画等を通して人権教育の中で適切に取り上げるなど、児童・生徒にお互いの人権を大切に作る態度が育つように取組が進められております。

議員お尋ねの教育的取組についてでございますが、学校現場では、拉致問題啓発DVD「めぐみ」を視聴したり、資料や講話等を活用した授業実践が行われたり、さらには教職員の研修等も行われております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 本町には、熊本市におられました拉致被害者、松木薫さんのお姉さん、齊藤文代さんが菊陽町に在住されております。そういった関係で、特に拉致問題啓発及び認識への取組というのは、ほかの熊本県における市町村とは取り組み方も格別ではないかと思うわけでありますけれど、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 御質問にお答えします。

拉致問題に対する本町の認識としては、本町在住の拉致被害者の家族の方や被害者救出を支援する団体等と協力して、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るため、さまざまな活動の取組が必要であると考えております。

これまでの町の取組としては、支援団体等が主催する募金活動、署名活動及び啓発イベント等に協力して住民啓発に努めてまいりました。また、毎年12月10日から16日までの北朝鮮人権問題啓発週間に、役場に啓発ポスターの掲示や、町広報紙に啓発記事を掲載しております。

今後も、このような啓発活動を継続し、国、県、関係する団体等と連携して啓発に取り組みたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 重ねて教育問題でありますけれど、特色ある学校教育の進展についてということで、英語教育の充実が掲げられております。具体的な本町での取組をお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、英語教育は、急速にグローバル化が進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定され、その能力の向上は喫緊の課題とされ、小学校の教育課程に位置づけられました。具体的には、平成32年度から、次期学習指導要領の全面実施に伴

い、小学校中学年、3、4年生で外国語活動、そして高学年、5、6年生では外国語科として実施をされます。

さて、菊陽町教育委員会では、英語教育の取組は、既に平成21年度から小学校外国語活動に対する体制づくりについての検討を重ねており、平成22年6月には、菊陽町教育委員会と九州ルーテル学院大学とで連携協力に関する協定を締結をしております。本年度は、約20名程度の学生が学習ボランティアとして各小学校で活動しております。

また、本年度からの新規事業でございますが、2名の英語サポーターを採用し、各中学校区に1名ずつ配置をしております。各小学校に偏りがないよう授業日を決め、外国語活動の授業のサポートをしております。さらに、全ての中学校3年生に対して、英検3級以上の受験費を全額補助いたしました。本年度は、430名を超える中学3年生の全てが英検3級以上を受験をしております。その後、各中学校からは、授業中の生徒の様子から、英語に対する興味や関心の高まりを感じるとの報告もございました。

教育委員会としましては、冒頭申し上げましたコミュニケーション能力の育成とその能力の向上を目指して、本町の学校に勤務する教員及び学校の支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 本町におきましても、菊陽中学校、それから武蔵ヶ丘中学校の生徒を対象に、オーストラリアのメルボルン近郊にありますバックスマーシュ、ここは中学校、高校だったと思いますけれど、その生徒との交流が長年にわたってなされております。その後の、そのとき訪れた、訪問した子どもたちがどのような社会人となり、活躍を社会でしているのか。そのような検証もされることも期待するわけでありまして、そのような検証もあわせて、今後のバックスマーシュ校との交流事業をどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育部長。

○教育部長（安武卓明君） 御質問にお答えいたします。

議員お尋ねのオーストラリア、バックスマーシュ・グラマー校との交流は、正式には菊陽町中学校海外派遣事業として、オーストラリア国民との交流を深め、国際化時代に生きる人材を育成するため、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校の生徒を派遣することを趣旨として、本年度で22回目を数えております。これまで多くの中学生を派遣し、それぞれが日本では経験できないような貴重な体験を積んでおります。

14日間にわたる研修の成果は、帰国後に報告会を開催し、町長をはじめとする町部局や教育委員、各中学校の校長、そして保護者へ披露をしております。また、町民に対しましては、広報紙に参加者全員の感想等を記載し、報告をしておりますが、その中には、家族のありがたさや日本のすばらしさを改めて感じたなど、英語のみならず、これからの時代を生きていく上で大切なことを学んだとのコメントもございます。菊陽町役場職員の中には、中学校時代、本事

業に参加した者もあり、本町のために活躍をしております。

今後も、まずは参加生徒の安全を第一に、あわせまして所期の目的が達成できますよう事業及び研修内容を精査し、継続してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 最後の質問に入ります。

菊陽町の菊陽南小学校校区、白水台地が広がっております。そこを中心にとられております菊陽町の定住促進化事業ということで、これもまだ5年はたっていないと思いますけれど、この事業の成果と現状についてお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） お答えします。

菊陽町定住促進補助金は、南小学校の児童数を確保するため、新たに定住する子育て世帯に対し、住宅の新築、購入の費用や転入、転居に要する費用の一部を補助するもので、地域の少子化防止、南小校区の活性化を図ることを目的とし、平成25年9月に事業化したものです。その後、平成27年度にはリフォーム等についても交付の対象として拡充してまいりました。また、昨年10月からは、区域内に居住されています子育て世帯も交付の対象者としており、対象期間についても平成36年度まで延長したところであります。

その成果としましては、平成25年の制定から本年2月末までに転入、転居が24件、小学生以下の児童も44名が転入されており、児童数も5年前の69名から83名と13名の増加があっており、一定の成果があったと認識しております。

しかしながら、現在、一学年10名から19名の児童数でありますので、所期の目的を十分に達成したとは言いがたい状況であります。

今後は、集落内開発制度のさらなる誘導や、住宅建築計画等の開発行為の推進を行いまして、引き続き、南小学校の児童数の確保、地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 当初も申し上げましたが、空港線の鉄道新線が、その開発が行われます。熊本市東部地区におきましても非常な力を、熊本市、それから熊本市議会、熊本県議会も力を入れつつあるようでございます。あわせまして、白水台地の開発も当然進むものと考えられます。この開発計画を視野に入れた定住促進計画というものを考えるときではないかと思っておりますけれど、いかがでありますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） お答えします。

空港アクセス鉄道がJR豊肥線の三里木駅から分岐し、県民総合運動公園の中間駅を経由

し、空港まで結ぶことが表明されましたことは、白水地区の活性化や定住促進にとって大きな起爆剤となると期待されるところであります。

しかしながら、議員も御承知のとおり、この地域は市街化調整区域であり、白水台地の大部分は農振農用地区域内の基盤された優良な農地でございます。開発を行うためには、都市計画法及び農地法、農振法等の法律をクリアする必要がありますし、新たな道路や上下水道等の都市基盤施設の整備も必要となります。

今後も、空港アクセス鉄道の方向性を注視しながら、さまざまな可能性に積極的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 菊陽町の開発計画は、光の森地区に象徴されますように大きな効果を上げ、菊陽町の人口増進、それから企業の進出ということに影響を与えてまいりました。これからも菊陽町は、この鉄道新線の計画によりまして飛躍を期待されるわけでありますけれど、この30年近く、菊陽町におきまして都市計画に、それを専門的に、重点的にそこに関与されてきました、今年もうやがて退職されます大山土木部長。私たちも、仕事の関係もありますけれど、生き字引のようにいろんな問題にも答え、菊陽町の都市計画にも重要な力を発揮されたと思います。最後になりますけれど、今後の菊陽町のこのような計画を踏まえましてお気持ちを聞かせていただければ幸いです。いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 土木部長。

○土木部長（大山陽祐君） 退職前というところで、華を持たせていただくというふうなところで御配慮いただきまして、誠にありがとうございます。

一応、この場は一般質問というところで、議会の会議規則という縛りがあるものですから、その縛り、趣旨の範囲内で、白水地区に代表されるような、あるいは町全体の発展、活性化について、38年勤めておりますけれども、残り20年は町全体の活性化、あるいは特に白水地区、南小学校校区の問題が象徴的に出てるものですから、この辺についてちょっと時間をいただければと思っております。

まず、南小学校につきましては、私が入りましたのが昭和56年なんですけれども、その4年後、60年当時で200名を超える小学生の児童がおりました。そのときは、農業世帯は町全体で972、その前は1,000世帯を超えるような農業世帯があったんですけれども、今現在ではたしか200世帯ちょっとしかないと思っております。また、それに伴って南小校区の方も、一時は複式学級になったりとか、非常に厳しい状況にあったというところで、実は県に出向した後に都市計画に参りまして、これはどういう問題から発生するのかというのをいろいろ都市計画課で調べてみますと、反対側には農業情勢の衰退というのがあったんですけれど、もう一つは過度な、過度というか過剰と申しますか、土地利用の規制ですね。まず、一番初めに来ますのは市街化調整区域、その後ろには農振法、農地法という農地の縛りがあってる。

ただ、これをそのままにしますと白水地区どころか町全体の発展がないというところで、土地利用サイド、都市計画サイドで、同じ問題を抱えます合志、西合志、益城、嘉島、5町で活性化連絡協議会というのをつくって勉強しながら、県に対しまして、大体8割、9割は県の方に根拠資料出して物言ってきたところなんですけど、その結果としまして集落内開発条例というところで、菊陽町の場合は市街化区域が約600ヘクタールぐらいしかないんですけれども、今は市街化区域と一緒に住宅が建てられるような集落内開発条例というのも獲得できまして、今、1,000ヘクタールぐらいが開発可能と。白水地区につきましても、約100ヘクタールぐらいは開発が可能な地区になっております。

ただ、白水地区の場合は、御承知のとおり、下の方のすり鉢みたいな県道と北側斜面というところなものですから、また南側につきましては農地の縛りが厳しいものですから、なかなか開発が進まない。その中でもどうにかできないかというところで、地震前だったんですけれども、後期計画の中の校區別計画の中で、もともと開発するためには幹線道路、動脈をつくらないとうとうしようもないというところで、今、後期計画の中では、地震で遅れてますけれども、南小学校の南側から東の方に東西に新たな道路を入れてやって、防災上あるいは通学の問題、交通安全の問題。もう一つは、そこに上下水道を入れることによりまして、それから枝を入れてやって住宅を誘致するとか、あるいは優良な企業を誘致するとか。

で、企業誘致とか住宅の方は制度としては獲得できておりますので、あとは道路を入れることによって動脈を入れてやって、で、この東西の道路が今度、菊陽空港線という、原水駅で止まっていますけれども、あれをオーバーすることによって、さらに光の森から図書館、横で止まっていますけれども、これを原水駅の東の柳南橋の道路まで入れることによって動脈を町全体に循環させてやって、例えばバス路線も全部回して行って南小学校の東西に動脈をつくってやってという形で、一応、土地利用の規制の緩和の方、都市計画サイドは一定の緩和はできるところであるんですけれども、今後、予算の問題等もありますけれども、ぜひ後期計画の中のいろんな道路計画、動脈の計画とか、あるいは今度新たに、布田議員おっしゃったような白水地区には新たな新駅ができるということなものですから、その駅が利用できるような道路アクセスあたりも今後、後進に委ねるところですね。一定の基本的な計画なり、あるいは規制緩和はできたと思っていますので、もうちょっと時間いただいたところでですね。

着実に白水地区も進んでいると思います。私が入ったときは割と暗かったんですけれども、今見ていただくと相当明るくなっていますので、先はますます明るいものと思ひまして、こういうところで、退職の挨拶じゃないんですけど、答弁にさせていただきたいと思います。取りとめなく申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 通告に関係してるということで、大山部長にも今後の見通しといいますか、思いを語っていただきました。本当に御苦労さまでした。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 布田悟君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。

私は、この6期24年間、暮らし、福祉、子育て応援の町政をモットーに、毎回の議会で、体も丈夫なものですから、休むことなく町民の皆さんの御意見を取り上げてきました。今日、女性の方の傍聴もありかと思えますけれども、女性が政治にかかわり、投票ができるようになったのはごく最近で、昭和21年4月に初の投票を、国政選挙の投票ができたというふうに思っています。その中で、私は5年前まで、この菊陽議会で女性1人で頑張ってきました。皆さんからいろんな声を寄せていただいたのをしっかりと正々堂々この議会の場で発言できる、それをさせていただいてることに大変感謝しています。

ただ、今の菊陽議会はいろいろありますけれども、こういうときに、議員の本当の仕事は何かということを初心に返って考える必要があると思います。

私は、今日朝、議員必携の議会の使命を改めて読み返してきました。地方公共団体の具体的な政策を最終決定すること。このような本会議や委員会で行政に質問し、質疑し、修正などを通して政策形成、決定に参画し、予算、契約、条例などの審議において最終的な政策の決定、すなわちこの町をどう進めるのか、この地方公共団体の意思決定を行うことです。2つ目は、議会が決定した政策を中心に、執行機関、今ここにお座りの皆さんがどのような運営をされているのか。事務処理がどうなのか。事業の実施がどうなのか。全て適正、適法に行われているのか。しかも公平、効率的に、そして民主的にされているかどうかを批判し、監視することです。この批判と監視は、非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまで住民の全体の立場に立っての監視であるべきであると述べられています。

やはり、このことを十分理解して、その職責をわきまえ、行動することが、今、私たち議員に一番求められてることではないかと。私は、改めて初心に返って、今日、質問をさせていただきます。

今日の質問は、皆さんのお手元にあります老人福祉センターの施設改修、子育て支援、保育士の待遇改善、国民健康保険制度について、4項目にしていますので、質問席で質問をさせていただきます。

まず、1 番目の老人福祉センターの施設改修についてです。

老人センターの施設改修については、よく老人福祉センターを利用される町民の方から、老人福祉センターの、この前、玄関の壁が壊れていましたので、壊れてるとか、高齢者の方の利用が多いのにトイレも段差があり、古いままで使いづらい。また、障がい者の方や高齢者の方が使うことが非常に多い場所なので、何とかならないかというようなことをお聞きしました。風呂場も壊れたままというふうに聞いています。

そういうところで、この前、今年度の予算にトイレの改修の予算が計上されてるというのを聞いていますが、老人福祉センターについては、町は今後、庁舎の横に防災センターとかをつくっていくわけですから、その一番身近な社会福祉協議会がある老人福祉センターは、菊陽町の中で災害があったとき、また台風のととき、それからいろんな場面で地域福祉の拠点ではないかというふうに思っています。もちろん、光の森に防災公園などができますけれども、社会福祉協議会があり、役場とタイアップされる老人福祉センターの機能は非常に大事だというふうに思いますが、町は今後、今年度どこまでするのか、そして今後の改修や機能をどう考えているのかお尋ねをいたします。

これは昭和63年ぐらいに建設されたというふうに聞いていますけれども、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（相馬仙助君） お答えします。

老人福祉センターは昭和61年の建築で、建築後32年が経過しています。本年度、平成28年度に策定した菊陽町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の劣化調査を実施いたしました。現在、調査の結果と指定管理者である菊陽町社会福祉協議会の意見等を踏まえ、改修基本案として検討しているところであります。

平成31年度当初予算では、この調査結果等をもとに、特に必要な1階トイレと非常灯などの消防設備の改修を計上しております。32年度以降につきましては、施設の整備には一定の費用を必要としますので、財政状況を確認しながら進めていきたいと考えております。また、老人福祉センターは災害時の福祉避難所として指定していますので、施設の長寿命化及び福祉避難所としてバリアフリー化なども含め、改修を進めていく計画であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 利用者の方は、やはり高齢者が多いので、トイレの数が今後増えるのかどうかというのと、車椅子とかで対応できるのか。バリアフリーとおっしゃったので、それも入ってるかと思いますがけれども、今の時点で分かれば、それが分からなければ今後どういうふうに検討されるのかお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（相馬仙助君） お答えいたします。

計画といたしましては、男性、女性、そして多目的トイレ、便器の数につきましては詳細なところはまだこちら資料ございませんが、その3つの区分で整備する計画であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） また議員で選んでいただければ、引き続き今後の改修等も提案していきたいというふうに思います。

次は、子育て支援についてです。

公立保育所を民営化することにより生まれる財源は1億2,000万円というふうに聞いていますが、それでどうだったのかということと、4月の保育所の入所見込みですね。どうなっているのか。

私は、以前の議会で、兄弟が別の園に通園している四十数世帯、70名ほどの子どもさんがいらっしゃったんですけど、これは何としても今年の4月からは解消してほしいというふうに思いますけれども、解決したのかどうか。

それから、これは国の政策にも関係するんですけど、10月から保育所、3歳以上が無料になり、ゼロ歳から2歳までが非課税世帯が無料ということに、無償になるんですけども、そうなりますと保育所の入所見込み、菊陽町はまだまだ増えるのではないかと思います、今のところどのように考えておられるのか。3点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 議員の質問にお答えします。

各保育所ごとの定員や給付費などの制度にはありますが、平成30年度と31年度の予算ベースでの比較においても、民営化に伴う町の財政効果は1億2,000万円ほど見込んでいます。また、議員の御質問の4月の保育所の入所見込み数は、民営化により保育士を確保できたことなどによりまして1,533名となり、昨年4月より約200名増加しています。

また、御質問の兄弟が別の園に通っている件につきましては、兄弟別園における入所選考基準を見直し、昨年度に比べ、34世帯から9世帯、児童数で66名から20名となり、減少しています。今後も、解決に向け、引き続き入所調整を実施していきます。

御質問の10月からの無償化の対象児童は、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳の児童と3歳から5歳の全ての児童となっています。どのような影響があるか不確定な要素もあり、今後、状況を注視してまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） かなり保育所の無償化によって増えるのではないかと懸念していますので、その問題もまた引き続き取り組んでいきたいというふうに思います。

次が、学校給食への半額の補助ができないかです。

これは、小・中学校給食費の無償化や一部補助は今までも求めてきました。平成29年3月議

会、それから平成29年12月議会でもこのことを取り上げてきたんですけれども、全額無償化の場合は約2億円の財源が必要であるという答弁でした。今、給食費は、その時点から変わってるかもしれませんが、その時点では小学校がおよそ4,100円、中学校が5,000円ということです。この間、熊本県内でも36%、約4割の自治体は何らかの給食補助を行っています。菊陽町は半額の補助をすると約1億円必要なんですけれども、これは検討できないか、ぜひお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

学校給食への補助に関しての御質問ですが、今、議員が申されましたように、この件に関しましては、平成29年第4回議会定例会において小林議員から、学校給食費の一部補助ができないかとの御質問、また平成30年第2回議会定例会におきまして西本議員からの、学校給食費の全額補助を提案するが、町はどのように考えているのかとの御質問をいただいているところですが、改めてお答えさせていただきます。

学校給食につきましては、学校給食法第11条で、施設の整備費や調理員の人件費については設置者である市町村が負担し、それ以外の材料費などは保護者の負担と定められておりますので、本町においては学校給食費の一律補助は実施しておりません。ただし、経済的理由によって支払いが困難な児童・生徒の保護者には就学援助費の中で給食費の補助を実施しており、予算として毎年約2,200万円を計上しています。

現在の学校給食費につきましては、以前と変わっておりません。小学校が、1人当たり月額4,100円、1食当たり237円で年額4万5,100円です。中学校が、1人当たり月額5,000円、1食当たり285円で年額5万5,000円となっています。

本町の平成30年度の小・中学校の児童・生徒数4,368人の学校給食を半額補助にしますと、毎年、経常経費として約1億1,000万円の多額の予算を必要とします。教育委員会では現在、児童・生徒数増加による教室不足対応のため校舎増築工事、老朽化に伴う校舎の大規模改修工事及び学校給食室の増築改修工事など、施設整備を引き続き行う必要があります。よって、教育委員会としましては、厳しい財政状況の中、今後も教育費に多額の予算を必要としますので、現在のところ給食費の補助については考えていないところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 給食費の半額補助につきましては、今後ともまた求めていきたいというふうに思います。しかし、菊陽町は自校方式でかなり努力していただいているというのは十分理解した上で提案をしていきたいというふうに思います。

次が、高校3年生までの医療費の無料化についてです。

これは町長の公約にもありました。いつ実施される予定なのかということと、幾らかかるのかということでお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） まず、私の方から御質問にお答えさせていただきます。

子ども医療費の助成につきましては、先日の町長の施政方針にありましたように、現在、中学校3年生までを対象に、現物給付の範囲を県内の医療機関まで広げて実施しております。また、本年1月以降の診療分から、医療費の一部負担金に係る自己負担を再度無料化したところでもあります。

子ども医療費の助成額は、平成29年度決算では1億7,772万2,000円でありましたが、この自己負担を再度無料化したことにより、平成31年度当初予算では1億9,858万8,000円を計上していることから、無料化による増額を約2,100万円と見込んでいるところであります。

高校3年生までの医療費の無料化で幾らかかるのかであります。高校1年生から3年生までの医療費助成の実績がないため、本町の中学生の助成実績と、厚生労働省が公表しております平成28年度国民医療費の概況に掲載されている数値をもとに推計しました。

本町の中学生に対する平成29年度の助成実績は約2,650万円でありました。これに自己負担500円の無料化分を加算しますと、約3,100万円になります。平成28年度国民医療費の概況に掲載されている年齢階級別の人口1人当たり医療費によりますと、中学生は10万5,000円に対し、高校生は8万900円で、中学生の約77%になります。また、無料化することでの伸びを1.18と想定しますと、先ほどの3,100万円に77%を乗じ、さらに1.18を乗じた額である約2,800万円が予算として必要という推計になります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 菊陽町は県内トップクラスの財政力で、交付税がなかなか来ないような状況もあるということで、町長、頭が痛いところではあるかと思いますが、民営化で生まれた1億2,000万円の財源。もちろん、延長保育とか、いろいろに適用するというのはお聞きしています。さらに、財政調整基金が12月末で16億3,000万円ありますけれども、そういう財源を使って、特に高校生の医療費の無料化は町長、いつごろ、早急にしていきたいんですけど、今どのようにお考えになっているのかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 高校生の医療費の無料化というのはぜひ取り組みたいところではありますが、実施時期につきましては、今までの小林議員の質問の中で、ほかの学校関係のいろんなまだこれから大きな金がかかるようなところでもありまして、さらには子ども医療費の中学校までの初診料の500円の無料化を実施したということで、この関係で約2,100万円、それから高校生までの無料化をすると2,800万円ということになりますので、約5,000万円近く、去年と比べると膨れ上がるようなところがありまして、実施したいとは思っておりますけれども、非常に財政状況も厳しい環境にあることで、なかなか明言はできないところでありますけれども、議員も言われましたように、今、平成31年度の当初予算も147億4,000万円程度の予算を組んでおり

ますが、どうしても財源が不足しまして、昨年に引き続いてまた財源といいますか、財政調整基金からの繰入れを、多額なところを予算措置してるような状況でありまして、その辺がありまして、今後もう少し財政状況を見ながら、高校生までの医療費の無料化については現時点では、31年度の予算には反映できなかったところでもありますけども、財政の収入の面の、歳入の関係の方の増につながるようなところも見ながら取り組んでいきたいというふうに考えてるところであります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 確かに、去年、その前の平成29年度の財政調整基金20億円だったので、その後取り崩したり、いろいろ出入りがあってるかなというふうに思いますけれども、16億3,000万円の一部を使えば十分実現できるということで、ぜひ早急に実施していただきたいということを要望しておきます。

次が、保育士の待遇改善です。各保育所の保育士の充足状況はどうなっているのか。保育士の実態調査が必要ではないかというふうにしています。

先ほど、昨年度より保育所の入所見込み200名増えてるということだったんですけども、4月の時点での保留児童とか、保育士さんが足りないためにそういうことが発生するのではないかというふうに懸念していますが、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

私、地元やいろんな方、お母さんとお話ししますと、小さな子どもさんを育てているお母さんは非常に多いです。働きに出たいけれども、保育所には預けられたけれども、上の子どもが短期で学童に入れない。だから仕事をするかどうか悩んでる。あと、あるお母さんは、子どもさんを抱きながら、去年、保育所に入れなかったんですよ。今年の4月は何とか入れますというふうに安心されていました。また、今、妊娠されてて、出産後も仕事を続けたいけれども希望の保育所に入れるかどうか心配している。菊陽町は子育て世帯が増えているので、保育所、学童保育の充実が、もっと充実してほしいとおっしゃいます。

また、保育士の労働条件を守るのが非常に今大事じゃないかということで、それをよくしないと保育士さんが増えないんじゃないですかというふうにおっしゃいました。また、先ほど言いました、いとこが保育所に2か所預けていると。同僚も多分別々に預けてるので、送迎が大変だと。兄弟は同じ保育園にすべきだと思いますとか、いろんな声をいただいているので、ここでそれをどういうふうに解決していったらいいかということで、私なりに、保育士さんの待遇をどう改善していくかが今一番の焦点ではないかというふうに思っています。

まず、各保育所の充足状況と、保育士さんがしっかりと入るのであれば、どのくらいの子どもさんをもっともっと確保できるのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 議員の質問にお答えします。

町立保育所については、これまで保育士が不足していましたが、民営化により、残る2園の職員体制が充実され、保育士は充足されています。町内にある私立保育園8園などについても

保育士は充足されています。

民営化する保育所4園の中には、保育士不足により受入れ可能児童数が定員に達していない保育所もありますが、本年度から実施しています保育補助者雇い上げ強化事業を活用し、保育士の負担軽減を図ることなどで保育士の確保を支援していきます。

児童があと何人入るのかという御質問ですけれども、町内全体で不足している保育士は、民営化前は20名程度でしたが、民営化後は、あと10名程度確保すれば全ての定員を確保できることになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでも、民営化をしても10名不足しています。そして、先ほど言いましたように、今年の10月からは無償化で、子どもさんが保育所に入りたいという方が非常に増えるという状況で、保育士の今、確保が、どこも保育士さんを奪い合ってるという状況なんですけど、とても大事ではないかというふうに思います。

それで、給与なんですけど、保育士の実態調査が必要ではないかというふうに2番目にしていますが、私が調べたところによりますと、保育士さんと一般の労働者と、全国的には7万円ぐらいの給与の差があるということで調べていますけれども、保育士さんの給与などを町としては把握されているのか、どういうふうに考えておられるのかお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 議員の質問にお答えします。

町内私立保育所の職員の給与、手当、勤務条件などの実態は把握しております。これは、県内市町村の私立保育所と比較しても遜色ないものと考えております。

また、保育士への処遇改善の施策としまして、保育士への処遇改善に係る給付費などの加算として、職員の経験年数や賃金改善、キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行っています。これは、保育事業者を通し、保育士に賃金改善分として、平成29年度は4,442万7,000円、約242人分、1人平均年間18万円。保育現場のリーダーなど技能、経験に応じた処遇改善分として、平成29年度は3,315万7,000円、約80人分、1人平均年間約40万円などを支給しています。また、保育事業者に労働環境などを含めた全体的な処遇改善分として、平成29年度は9,286万円を支給しています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） かなり手当てをしてるということでしたけれども、保育士さんの民間、公立問わず町内の平均給与は分かれますか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 平均給与については現在分析中ですが、まだ結果は出ておりません。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国のリーダーへの派遣や、1人当たり年間平均18万円の支援をしたりとかありますけれども、恐らく平均給与そのものがかなり低いというのが実態だし、今まで非正規で働いてる方が保育士さんの中で非常に多いというのがありますので、ぜひ課長さんの方で、大変ですが、平均給与を調査していただきたいということを要望しておきます。

それで、3番目なんですけれども、ほかの自治体では保育士確保のために就職奨励金や宿舍の借り上げなどの施策が行われています。今の保育士全体、待機の問題なんですけれども、潜在的な保育士さんの確保を含めた対応が非常に必要ではないかというふうに思います。

私が調べたところでは、都会の方なんですけれども、保育士確保のために、例えば東京の大田区は保育士の応援手当、月に1万円で年間12万円。住宅の借り上げ補助が都会ではあるんですけど、これは国の制度がありますので、月8万2,000円の補助が行われています。また、足立区とかでは就職奨励金で30万円、潜在保育士には20万円等あるんですけれども、菊陽町、民間、公立問わず、そういうところで今、潜在的に保育士の免許を持ってる方を雇うための制度を考える計画はないでしょうか。お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 議員の質問にお答えします。

潜在保育士が保育士として勤務されないのは、経済面だけではなく、勤務時間、労働環境、責任や保育士としてのブランクに不安があるものと考えます。町では、これらの課題解決の一助とするための国及び県の支援制度を利用した保育補助者雇い上げ強化事業を平成30年度から実施しております。これは、保育士の業務負担の軽減や保育補助者の保育士資格取得を支援するための保育補助者の雇い入れに対する補助事業です。平成31年度は、13園分3,101万円の補助金を予算計上しています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今のは保育の補助者の方への対応だというふうに思うんですけれども、保育士さんそのものをもっと雇うための施策というのは考えておられないんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 全国の自治体では、新たに自治体内の保育所などに就職する保育士に対しての家賃補助や給与の上乗せ、就職奨励金などの施策を実施していることは存じ上げております。御質問の町独自の事業の実施については、より効果的な支援について、保育士を確保するためのPRとしての有効性や影響など、さまざまな角度から調査研究を行っています。当町では、先ほど説明しました保育補助者雇い上げ強化事業など、国及び県の制度を活用して保育士の確保を支援していきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国や県の事業プラス、あわせて町の対応が必要ではないかということ
を改めて訴えておきます。

次、4番目に国民健康保険制度についてです。今年度の短期保険証の発行数や国保税に関する差押え状況はどうなっているのか。短期保険証は1か月を3か月に延長できないかというふうにしています。

私はこれまで、高過ぎて払えない国民健康保険税についての引き下げを一貫して求めてきました。昨年の12月議会では、同僚議員の協力も得て、国民健康保険に関する国からの増額を求める意見書を提案させていただきましたが、残念ながらこの菊陽町議会では否決をされました。国民健康保険の国への増額は、これは何も私だけが言ってるわけではなくて、全国知事会も、国に1兆円の国庫負担を求めないと国保税はやっていけない。国が財源を増やせば、例えば協会けんぽとかほかの被用者保険並みの国保税にすることができるというのを言ってるんですけども、残念ながら同僚議員の理解を得られなくて、これは否決をされました。

国民健康保険は、去年の平成30年4月から都道府県化されていまして、菊陽町では税率は据え置かれていますけれども、近隣市町村と比べても高いです。一体どのくらいかというふうに言いますと、4人家族で年収400万円で、国保税が何と42万円です。そのように、年収の10%を超してるということで、これは非常に負担感が大きいというのはこの間も議会で取り上げてきました。

まず、最初の質問に戻りますけれども、今年度の短期保険証の1番について、町として実態を報告をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 初めに、今年度の短期保険証の発行数についてお答えします。

国民健康保険被保険者証は、通常は1年間の有効期限である保険証を発行しております。しかし、国民健康保険税を滞納している世帯には、菊陽町国民健康保険税滞納対策事業実施要綱によりまして、滞納期間に応じた有効期限が短い短期被保険者証を交付するものとしております。よって、この実施要綱によりまして、平成30年度の短期被保険者証の発行を301世帯に対して行っている状況であります。

次に、国保税に関する差押え状況についてお答えします。

差押えの主なものは、給与、預貯金、国税還付金などになります。直近の3年を申し上げますと、平成28年度の差押え件数は53件で、国保税に充当した金額は108万6,000円であります。平成29年度の差押え件数は91件で、国民健康保険税に充当した金額は487万7,000円であります。平成30年度の差押え件数は130件で、国民健康保険税に充当した金額は1,197万8,000円あります。

続きまして、短期保険証の期間について、1か月を3か月に延長できないかの御質問にお答えします。

現在、菊陽町国民健康保険税滞納対策事業実施要綱により、納期限から滞納期間が12か月以上の滞納があり、特別な事情等がある場合は有効期限が1か月の短期被保険者証を交付しています。毎月の納税相談により納付誓約どおり納税していただくことで、1か月の短期保険証を更新しております。1か月を3か月に延長できないかということではありますが、延長しても納税が確実と見込まれる方につきましては延長する方向で検討してるところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 熊本市や大津町では短期保険証3か月なんですね。先ほどお話ししましたように、年収に比べて非常に国保税が高いということで、負担感が大きいというのがあります。もちろん、何もないとしっかりと皆さん払ってらっしゃるんですけども、いろんな事情があって払えない場合は、今、3か月も検討してるということでしたが、近隣の市町村もぜひお聞きになって、前向きにお願いしたいというふうに思います。

次、2番目に、国民健康保険で高い問題は、均等割と平等割というのがあるんですね。世帯員の数に応じて課される均等割、これは収入のない子どもさんにまで課せられますけれども、家族の数が増えるごとに保険税が増えていくという仕組みです。子育て世帯のことを、先ほど子育て支援のことを取り上げてきましたが、子育て世帯の保険税負担が重くなれば子育て支援にも逆行するというふうに思います。菊陽町で、国保加入世帯で、余り多くないと思いますが、18歳以下の子どもさんがいる世帯数と子どもの人数、また18歳以下の子どもさんの均等割を免除したとすればどのくらいの予算がかかるのかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 初めに、国保加入世帯で18歳以下の子どもがいる世帯数と子どもの人数についてお答えします。

平成31年2月末現在の国保加入世帯は4,478世帯、被保険者数は7,616人であります。そのうち、18歳以下の子どもがいる世帯数は516世帯で、18歳以下の子どもの人数は918人です。

次に、18歳以下の子どもの均等割を全て免除すればどのくらいの予算がかかるのかについてお答えします。

国民健康保険税の均等割は、医療給付分が2万8,000円、後期高齢者支援金分が8,000円です。介護納付金分は1万円ですが、これは40歳以上が対象ということになっております。このことから、医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計3万6,000円に子どもの人数の918人を乗じた額、約3,300万円の予算が必要となります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 3番に移ります。

今、答弁いただきましたけれども、子どもの均等割をした場合は3,300万円の財源が必要と

ということで、例えば岩手県の宮古市などは子どもの均等割完全に免除、今年の4月からするということで、財源は一般会計からの法定外繰入れで賄うということです。全国的には、第3子からの全額免除や3割減免などで所得制限を設けている自治体もあります。

私は、都道府県化になりまして、以前、菊陽町でも一般会計から8,000万円とか国保会計に繰り入れて値上げを抑えてきたという実績がありますけれども、均等割につきましても、子どもさんの均等割を完全に免除するというようになると3,300万円ということでしたけれども、一般会計から法定外の繰入れを行っても国保税の引き下げは必要ではないかと思いますが、これは町長にお尋ねしたいと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） よろしいですかね。

健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 一般会計から法定外の繰入れを行っても国保税の引き下げが必要ではないかについて、まず私の方からお答えさせていただきたいと思います。

国民健康保険における一般会計からの法定外の繰入れについては、過去に決算補填、いわゆる赤字補填を目的とした法定外の一般会計からの繰入れを行ったことはあります。しかしながら、総務省自治財政局財政課からの平成31年1月25日付の事務連絡、平成31年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等についてによりますと、国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度を円滑に運営できるよう財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて取り組むように通知されております。このようなことから、国保税の引き下げのための一般会計からの法定外の繰入れについてはすべきではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長も同じ考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま健康・保険課長が申し上げたとおりでありまして、先ほども言いましたけれども、今年の当初予算といいますか、30年度の一般会計での財源不足のために基金繰入れをしとるものが現時点で15億7,500万円ぐらい、収支不足のために基金の取崩しを行って予算措置をしている状況であります。そして、31年度も当初予算の歳入歳出の不足分については基金の方から10億3,268万円繰り入れるところで予算をつくり上げているところでありまして、国民健康保険というのは、特別会計になっということとは、その会計の中での収入、支出の整合をとっていくということで、今、課長が申し上げましたように、法定外の繰入れについては非常に国あたりの方からの指導といいますか、そういうところもあっておりますし、現時点では、今年の国民健康保険につきましては税の方の改定はしなくて前年どおりの中でやっておりますので、どうしてもそれでも収支がとれない、医療費が非常にかかるような場合についてはやむを得ない場合が出るかと思いますが、やはり特別会計の中で収支をとっていく

というのが大事でありますので、今、課長が申し上げたとおりで、一般会計からの国保税の引き下げのための法定外からの繰入れについてはすべきではないという考えであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私の予定してた通告の質問は終わりなんですけれども、最後に、国保の絡みもありますので、ちょっとお話をしたいと思います。

私、先ほど一番最初に、24年間議員をしてきたというふうにお話ししました。後藤町長とも最初から、財政のこともしっかりと教えていただき、議会でいろんな質問等も行っていたいで、いろいろ勉強もしながらやってきました。しかし、私たちの暮らしが本当によくなってきたのかというのが一番今の問題ではないかと思います。

私は、町民の皆さんにお願いしました町政アンケート、暮らしが苦しくなったという方は半分以上に上ります。その主な内容が、年金生活により年金額が減った。いろいろな商品が少しずつ値上がりしてるのをじわじわ感じる。税金や公的費用、医療費負担が多くなった。パートと年金生活でやっとなのに介護保険を引かれる。介護保険、国保税、電気、水道、公共料金が高くなったという声が寄せられました。

物価は1%上昇していますが、年金はこの間ずっと目減りをしています。収入は増えないのに負担が増えるばかりです。ですから、国保税や後期高齢者医療保険のお金、介護保険料、このことが高齢者の皆さんの生活に非常に、町民の生活にそのことが非常に切実になっているのが実際です。

町長は、町長選挙のときに、安心・安全で子どもに未来、若者に夢を、働く人に生きがい、高齢者に安らぎの町を目指していくということで訴えられています。ただ、実態は、このように生活が本当に厳しくなっている方が増えている。菊陽町はよく、周りからはお金があっというねって、財政力も豊かだねって言われますけれども、一人一人の生活は非常に厳しい。そこをしっかりと見ていただいて、国保税の問題、また先ほど取り上げました高校生までの医療費の無料化は、財政力余りよくない山鹿市や八代市でも始めていますので、町長にはぜひですね、合志や大津が始めない前に、後藤町長のリーダーシップでなるべく早くそういうことも取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩に入ります。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時13分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

午後からの質問者でございます阪本俊浩君、西本友春君から通告の取り下げがございました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時9分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成31年3月11日（月）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成31年3月12日（火）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

平成31年3月13日（水）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成31年3月15日（金）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成31年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成31年3月15日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 議案第18号 町道路線の認定について

日程第2 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第3 発議第3号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）

日程第4 議員派遣について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第19号 財産の無償譲渡について

日程第2 同意第1号 菊陽町教育委員会教育長の任命について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 矢 野 厚 子 君

2 番 大久保 輝 君

3 番 阪 本 俊 浩 君

4 番 西 本 友 春 君

5 番 那 須 眞理子 君

6 番 佐々木 理美子 君

7 番 中 岡 敏 博 君

8 番 吉 山 哲 也 君

9 番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 石 原 武 義 君

12番 岩 下 和 高 君

13番 大 塚 昇 君

14番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久美子 君

17番 甲 斐 榮 治 君

3. 欠席議員

18番 渡 邊 裕 之 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 安 武 卓 明 君

総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君

福祉生活部長 阪 本 章 三 君

健康保険部長 服 部 誠 也 君

経 済 部 長 士 野 公 典 君

土 木 部 長 大 山 陽 祐 君

会計管理者兼  
会計課長  
総務部次長兼  
財政課長  
市 原 憲 吾 君

総 務 課 長 板 楠 健 次 君

西 本 一 浩 君

総務部次長兼  
税 務 課 長  
東部町民センター所長  
子育て支援課長  
健康・保険課長  
農 政 課 長  
土木部次長兼  
建 設 課 長  
下 水 道 課 長  
総務課総務法制係長  
生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

酒 井 章 彦 君  
西 本 俊 子 君  
内 藤 優 誠 君  
東 桂一郎 君  
山 川 和 徳 君  
小 野 秀 幸 君  
矢 野 和 幸 君  
小 泉 秀 和 君  
梅 原 浩 司 君  
鍋 島 二 郎 君

人権教育・啓発課長  
福 祉 課 長  
町 民 課 長  
介護保険課長  
商工振興課長  
都市計画課長  
環境生活課長  
学 務 課 長  
図 書 館 長

古 賀 直 之 君  
相 馬 仙 助 君  
渡 辺 博 和 君  
宮 川 照 之 君  
川 上 一 弘 君  
井 芹 渡 君  
丸 山 直 樹 君  
矢 野 信 哉 君  
川 端 慎 一 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○副議長（甲斐榮治君） おはようございます。

本日は、議長から病気のため欠席届があつておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を務めさせていただきます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 議案第18号 町道路線の認定について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第1、議案第18号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

議案第18号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

①の路線は、原水駅北1号線であります。場所は馬場区、JR原水駅の北東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第2 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○副議長（甲斐榮治君） 日程第２、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会の順とします。

なお、議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算については、各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、総務常任委員長阪本俊浩君。

○総務常任委員長（阪本俊浩君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案第11号平成31年度一般会計予算についての総務常任委員会に属する事項、議案第12号平成31年度菊陽町土地取得特別会計予算、この２件につきましての審議の結果を報告いたします。

３月11日、12日の２日間にわたり、各担当課から詳細な説明を受け、慎重に審議を行いました。経過につきましては資料が配付をされておりますので、主なものについて報告させていただきます。予算認定とともに取組方や問題点についても質問がっておりますので、一緒に報告させていただきます。

まず、東部町民センターです。

地方改善事業費補助金の金額について質問があり、前年並みの739万8,000円で、年間利用者は約１万4,000人ということです。

委託料167万円については、夜間管理業務と定期清掃業務でシルバー人材センターに委託されております。

続きまして、人権教育・啓発課です。

大久保委員より住宅新築資金貸付について差押えの手段はとれないのかと質問があり、これに対し、昭和42年に条例が制定されて以来、全ての融資が無担保であり、差押えを行っても満額回収できるとは限らないとの回答でした。また、自力執行権も調査権もないので、まずは時効を中断することを最優先するという回答でございました。

資料には書いてありませんが、この問題は昨年12月議会総務常任委員会における質問の関連事項でございます。昨年度の住宅新築資金の収入未済額が2,738万9,484円となっており、当時他の委員からも厳しい指摘がありました。それに対し、町として甘い部分があった、方向性を出すという回答でございました。事業の内容を聞いてみますと、昭和40年の条例制定以来、無担保で抵当権もなく、169件で４億500万円が貸し付けられております。平成９年にこの事業は終了しており、回収率は95%だということです。無担保、抵当権なしにしては、非常に高い回収率だとは思いますが。現在残っているのが12件８名の方で、５名は死亡されており、高齢の方が３名おられます。こういう状況も私たち議員も初めて聞かされました。12月委員会の指摘を受け、人権教育・啓発課が交渉を行い、この３名のうちの１人の息子さんが町の請求に応じ、

240万円を肩がわりされているそうです。

布田委員からは、この件について小林委員とずっとしてきた、小林委員からも今まで真剣に取り組んでもらえなかったなど、前回同様厳しい指摘もございました。しかし、条例当初からのいきさつから現況に至るまで調査し、交渉に入り、240万円の完済につなげた、その240万円という金額もそうでございますけれども、委員会の指摘に対し、すぐに動き対応した、その前向きな姿勢は金額以上に非常に評価できる部分だと思います。我々議員は、このような問題を町に指摘し、町はすぐに調査し、対策を講じる、お互いのこういう連携こそが両輪となり、町の発展や将来のまちづくりに結びついていくような気がいたします。また、この件だけに約30分を費やし、詳しく、厳しく審議を行いました。

ほかにも団体活動助成金381万円やバス借り上げ料、また430万2,000円の集会所学習会に係る費用や教育の内容、またそれによる効果についてなど数多くの質問がなされております。

次に、財政課です。

個別施設計画策定業務委託料720万2,000円の具体的な内容について質問があり、答弁としては今後老朽化した施設の更新費用が多くなることから、費用の縮減や平準化を図るため、国の指針に基づき公共施設等総合管理計画を策定した、その関連の予算であるとの説明でございます。

また、備品購入費581万円の内訳については、軽自動車3台とドライブレコーダー5台の購入を予定されております。ドライブレコーダーにつきましては、昨年12月の西本友春議員の一般質問が生かされた結果であると私なりに考えております。

会計課に入ります。

会計課では、コンビニ収納について、今年度からの事業で200万円が計上されております。納付は、おおよそこのコンビニも利用できると思います。今後協議していくという答弁でございました。

肥後銀行への公金収納業務委託料が193万7,000円計上されております。これにつきましては、肥後銀行が経費負担要請を熊本県の全市町村に要請しております。各市町村もこの要請に応じているようで、本町も今年度から委託料を計上しており、御理解いただきたいということでございます。

議会事務局では、映像音響設備改修について質問がありました。詳しい内容につきましては、高木局長にお尋ねいただきたいと思います。

監査委員については、何もありませんでした。

総合政策課に入ります。

前回同様、バス事業に関しましては多くの質問がございました。町内巡回バス等委託料や運行ルートについて、また地方バス運行特別対策費補助金として598万4,000円が産交バスに補填されております。それについては、算定法についても質問がございました。ルートについての質問には、路線へのニーズは個人個人によって大きく異なり、同じ路線でも必要な方と不要な



方がいるため、全ての方を満足させる方法は難しいと考えますという答弁がございました。この公共交通に関する対策として、町は菊陽町交通弱者対策懇話会を立ち上げておられます。何をするにしても、町民全員が納得するような方法やルートづくりはできないような気がいたします。ベストではなく、よりベターな対策を一日も早く講じていただきたいと思います。

ふるさと納税については、歳入が1,000万円となっております。これについては、返礼品を通じて町内の中小企業等の活性化につながるという観点から積極的に取り組んでいただきたいという要望も出されております。

また、空き家についてでございますが、現在145件を把握しているそうでございます。

そのほかにも、白川流域かんがい用水群の世界かんがい施設遺産登録について、もっと積極的なPRを行っていただきたいという要望も出ました。

税務課と三里木町民センターについては、主な質問はあっておりません。

次は、総務課です。

人事秘書係では、職員手当の用地交渉について、退職手当負担金3,000万円について、特別職の退職手当について質問がありました。

通勤手当については、細かい資料をいただき、審議しました。5キロメートル単位で金額が設定されております。町外からの通勤についての手当での整合性などいろんな意見が出されましたが、この場での意見は差し控えたいと思います。

総務法制係には、自衛官募集対象者の情報提供はどのような形で行っているのか、また行政バス報酬の実績についても質問がありました。

交通防災係には、防犯カメラ設置事業500万円については町内10台分で、防犯カメラ使用料100万8,000円は町内3か所のJRの駅に設置したカメラの使用料とのことでした。

また、運転免許証返納者へのサービスはどうなっているかとの問いには、具体的な制度を検討している段階であるが、運転免許証の自主返納支援助成金30人分として93万3,000円が計上されております。これにつきましては、昨年9月定例会の一般質問での佐々木理美子議員の免許証返納についての質問に対して、後藤町長がこの件につきましては自主返納者を支援するため、来年度あたりから町独自の助成で準備を進めていきたいと考えておりますと答弁がありました。これは、議員の質問が政策に反映された一例だと思います。

消防については、1月25日に行いました消防団幹部3名との会議の内容が中心で、予算ではなく消防団員の待遇改善、団員不足、本部機動隊のあり方について幾つかの要望がっております。

最後は、選挙管理委員会です。

まず、国政選挙の費用について質問がありました。答えとして、基準額はあるが、基本全額国費になるそうで、参議院選挙、県知事選挙、県議会議員選挙、合計で3,822万3,000円の歳入を予定してあります。

また、12月定例会での布田議員、大久保議員の一般質問や総務常任委員会からの要望もあり

ましたが、今回からの選挙ではキャロピアにおいても4日間の期日前投票を行うこととなっております。

4月の菊陽町議選挙には1,347万1,000円という大きな予算が計上されております。これは、国からではなく、町の一般財源でございます。選挙には大きな費用がかかります。この点から考えても、4年間いろんな問題も発生しましたが、我々議員は職責の重さを自覚し、品格ある行動をしなければならないと痛感したところでございます。

最後は私見も入りましたが、以上が2日間の主な審査の経過です。

なお、付託されました案件につきまして採決を行った結果、議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算についてのうち、総務常任委員会に属する事項について採決を行った結果、賛成多数で可決しました。

議案第12号平成31年度菊陽町土地取得特別会計予算については、全員賛成で可決しました。

以上で報告を終わります。

質疑につきましては、自席でお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから、各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第12号平成31年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号平成31年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長中岡敏博君。

○産業建設常任委員長（中岡敏博君） それでは、産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算についてのうち、産業建設常任委員会に属する事項、議案第13号平成31年度菊陽町工業団地

造成事業特別会計予算について、議案第17号平成31年度菊陽町下水道事業会計予算について、以上3議案が付託されました。

3月11日に各担当課長等及び部長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

また、現地調査といたしまして、原水踏切、新町合志線、古閑原上堀川線、この2つの路線は鉄砲小路区にございます、堀川第3污水枝線、セミコンテクノパークにございます、（仮称）第2原水工業団地、菊陽町第二土地区画整理地内の現場の視察を行い、担当部課長職員から詳細な説明を受けました。

議員各位には要点筆記したものが配付されておりますので、参考にしていただき、その中から主なものを御報告いたします。

まず初めに、土木部からの説明であります。これは建設課に関するもので、住宅使用料の収納率についての質問があり、遅れを含め、例年30から40世帯との答弁、その後、対策についての答弁がありました。

次に、道路改良の補償費4,435万円についての質問に対しまして、原水踏切信号機の移転等に関するものであるという答弁がございました。これにつきましては、現地に行き、詳細な説明を受けました。

都市計画課では、菊陽町都市計画マスタープランの策定業務委託料807万円余りについて質問があり、2か年計画である、その1年目、その概要説明を求める質問がありました。これに対し、土木部長が答弁をしております。

また、下水道課に対する質問、汚水に関する質問があり、これについても現地に行き、慎重に調査をいたしました。

環境生活課に関する質問では、清掃総務費に手数料未払補償費があり、その内容について、また理由についての質問がありました。これに対し、九州経済産業局からの指摘を受け、さかのぼり支払うものということでございました。

環境美化委員に関する質問に対しましては、土木部長からその役割、業務についての詳細な説明がございました。ちなみに、町内ごみステーションの設置箇所は997か所であるとのことでした。

続きまして、農業委員会、経済部の説明を資料をもとに受けて審議いたしました。

農政課に対しては、南方井手改修工事の現場について確認の質問、また電気自動車急速充電器関連、これは80万円余りなのですが、これについての質問があり、これは「さんふれあ」に設置してあるものであると答弁がございました。

ほか商工振興課に関しましては、事業内容、これは海外展開支援事業等になるものになりますが、また補助金の使用用途についての質問があり、詳細な説明がありました。

以上が審議の主な経過です。

なお、付託されました3議案につきまして採決を行いました結果、議案第11号平成31年度菊

陽町一般会計予算についてのうち、産業建設常任委員会に属する事項については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第17号平成31年度菊陽町下水道事業会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして産業建設常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（甲斐榮治君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

初めに、議案第13号平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号平成31年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成31年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号平成31年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決でありま

す。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生常任委員長北山正樹君。

○文教厚生常任委員長（北山正樹君） おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会の報告を行います。

その前に、今回の定例会が今任期中最後の定例会でございますので、私のこの委員長としての報告も今回が最後となります。この間、常任委員会の委員長を4年間務めさせていただきました。至らぬことも多かったとは思いますが、何かと務められたことに今は安堵の気持ちをひそかに抱いてもおります。これもひとえに佐々木副委員長をはじめ、委員の皆さん方の御協力があつてこそと思っております。この場をおかりしまして、感謝を申し上げます。

この定例会で文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算について、文教厚生常任委員会に属する事項、議案第14号平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第16号平成31年度菊陽町介護保険特別会計予算についてでございます。

委員会は、11日から13日の3日間にわたって開催をいたしました。12日には視察として武蔵ヶ丘中学校のグラウンドの拡張工事現場、電子黒板を使った様子を目的に武蔵ヶ丘小学校の1年生と6年生の授業中の教室を視察をいたしました。その電子黒板を使った授業は、集中力で満ちあふれていると表現できるかと思います。つまり、授業の進行に教室が一体となっている、児童たちが授業の1点に集まっているように拝見をいたしました。これからの子どもたちはICT機器を当たり前を使いこなす時代を超えて、AI時代に備えていく必要もあるでしょう。ぜひ上手に活用して、おのおのの能力を伸ばしてくれることを期待しております。諸先生方は、これらICTの機器を使いこなす努力も求められますが、こちらの方にも児童たちとともに課題を克服して欲しいと感じました。

では、お手元に配付された議事録の中から要点を絞って報告をいたしますが、一般会計とおのおのの特別会計を一括して報告することにします。

初めに、図書館から始めます。

自主文化事業についてです。企画は図書館が行っていて、図書館ホールの稼働率は80から90%に上がっております。

学務課に移ります。

定住外国人の子どもの就学推進事業についてです。対象者は小学生が5人、中学生が2人おります。出身国は、中国、ネパール、パキスタンです。あわせて、日本語指導員が日本語の指導やレベルのチェックを行っております。

電子黒板の導入に関して教職員を対象にＩＣＴ指導員を配置いたします。国は４校に１人を配置すべきとしておりますが、平成31年度は導入初期段階ということで、１人で８校を担当していただきます。

次に、生涯学習課です。

総合体育館等整備に関する委員会は13人で構成し、今後検討を重ね、建設予定地が決定した際の不動産鑑定費を委託料として計上してあります。

福祉課に移ります。

巡回支援専門員は、精神保健福祉士、臨床心理士、保育士の３人を配置し、保健師から情報があれば保育園、幼稚園以外の小規模保育所も巡回して対応します。

地域支え合い事業とは、仮設でお住まいの方々の生活再建と住まいの再建を行います。生活再建は、生活保護、子育て支援、介護保険等の既存事業につなぎ、住まいの再建は建て替えの場合は進捗状況を確認したり、民間住宅の賃貸を希望される場合はアドバイスをするなど、ほかの関係機関と連携して支援を行うことにしております。

町民課に移ります。

コンビニ交付についてです。マイナンバーカードを取得した方が住民票、印鑑証明、税証明、戸籍証明をコンビニで交付できる事業を開始するために計上いたしました。交付するコンビニと取得できる日時は、皆様方のお手元の議事録に載っている記載のとおりでございます。料金は従来どおり１通300円ですが、コンビニ各社への手数料が115円発生するため、町の方には185円の売り上げになります。

西部町民センターの空調施設の老朽化に伴い、改修費用を計上し、秋以降、工事に入る予定です。

光の森町民センターに防犯カメラを設置することにしております。特に、夜間は管理人が１人となり、死点、見えないところです、死点があることから防犯に資するために設置をいたします。

健康増進室の利用者は、「さんふれあ」にスポーツジムが新設されたことで月にしておおよそ100人ほど減少しているということでございます。

子育て支援課に移ります。

武蔵ヶ丘第一園の建て替え工事に関する費用についてです。先日の全員協議会で国からの交付金補助はおおよそ400万円ということでしたが、正確には保育所等整備交付金１億4,795万6,000円の中の362万1,000円が解体部分として交付されます。

新年度の保育所入所選考に関してですが、新年度入所児童が前回の説明より70名ほど新たに確保される目途がつかいましたが、現時点での待機児童数はまだ30名から40名は出る見込みとのことでございます。原因は、保育士の確保が難しいためですが、法人がこの採用予定の職員に研修を既に行うなど、現在の予定より減少することはないと捉えているということです。保育所を確保することを目的の町独自の支援策は、今後とも継続して調査研究をしていきます。

本年10月以降実施予定の保育園無償化による入所希望者増への対応についてですが、現状を見ながら将来的に新たな保育所の新設を検討する必要がある可能性があります。そのときは、地域型保育事業所や企業指導型の保育所も検討の対象にしていく方針です。

兄弟が別々の保育所に通うケースが現在のところまだ9世帯20人ほどが存在しております。次に、介護保険課に移ります。

老人福祉費補助金、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の1億4,703万円は、場所は未定ながら新たな地域密着型の特別養護老人ホームの建設のためで、全額建設費として支出されます。

自治体間の介護財政を調整する目的の調整交付金ですが、標準額5%に対して本町では2.9%になっています。これは熊本県内で最も低い数値ですが、お年寄りの収入や年齢人口の構成などによって決められていて、不足分は基金によって充当しております。

包括支援の充実から保健師の増員が必須であるのに増員が実現していない、生活支援コーディネーターの0.5人分が増員されますが、必要な保健師がいまだに不足しております。引き続き要求をしていく方針ということでございます。

健康・保険課に移ります。

新たな制度としてピロリ菌検査の際の自己負担額は1,000円で行います。

妊婦に対する政策で、ハイリスクの妊産婦に対して妊娠中から子育て期までの支援を行うため、助産師を雇用をいたします。また、妊婦健診委託料として500人分を計上いたします。

窓口負担の廃止に伴う子ども医療費の助成については、過去の実績に対して4.5%の増額を見込んで計上しております。

また、皆様方の議事録には入っておりませんが、特別会計から一般会計に繰出しについてでございます。

国民健康保険特別会計の一般会計の繰出金は、菊陽健康クラブ事業の国保保険者数に応じて事業費を負担するものとして支出します。

後期高齢者医療特別会計の一般会計の繰出金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に伴う一般会計への繰り出すもので、両特別会計とも31年度から初めて実施されるものでございます。

以上、各課からの丁寧な説明と慎重な審査を行い、採決の結果は、議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算の中の文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第14号平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第16号平成31年度菊陽町介護保険特別会計予算について、いずれも全員賛成で可決すべきものと決したことを報告いたします。

以上で報告は終わりますが、質疑の際は自席の方から答弁いたします。

○副議長（甲斐榮治君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第11号平成31年度菊陽町一般会計

予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算について反対討論を行います。

反対の第1の理由は、町執行部は保育所の民営化で待機児童が解消できると説明してきましたが、4月からの待機児童、保留児童は解消できる見込みは立っていません。それは、私立の保育所において保育士が不足しているからです。大津町では支度金と転居費用を補助で最大15万円、荒尾市では家賃補助で最大2万5,000円支給をされています。一般質問でも取り上げましたが、子育て世帯が増加している菊陽町では、特に保育士の処遇改善に総合的な支援が必要です。そのための予算が必要です。

また、特に兄弟姉妹別々の保育園に通っている児童については、抜本的な改善が必要だと思います。

第2は、職員の雇用の問題で、非正規職員が約6割と非常に高い問題があり、これは県内でもトップです。改善が必要だと思います。

第3は、同和団体助成金などの削減が見られない。

また、住宅新築資金の貸し付けで回収できてない金額が2,470万円に上っています。

評価すべき点は、防災センターをはじめ、地区公民館の耐震診断など防災・減災の取組が強化されていることです。また、地域密着型特別養護老人ホームに向けた取組、各学校の教育環境の整備などありますが、先に述べた3点が主な理由で反対討論とします。

以上です。

○副議長（甲斐榮治君） ほかに討論はありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） いつも小林さんと反対と賛成をしなければなりません。

議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

平成31年度の予算につきましては、厳しい財政状況の中で今後の災害に対する備えとなる安全・安心対策の予算、防犯に関する予算、これまで進められてきた教育や福祉の予算、産業振興、インフラの整備などバランスのとれたことが編成されていると思います。人口増加への対応やコンビニ収納といった住民サービスへの対応に配慮され予算措置がなされていると思います。

先ほどから委員会の中で、同和助成金の問題でいろいろ新築資金などの回収について少し問



題があるように思われておりますが、私も同和地区でございますので、それで対して私は反論しているわけではありませんが、収納に、金の納める人が同和地区だけでなく、税金の滞納とかいろいろ滞納率はたくさん町に対してあります。それかといって、5年すれ、10年すればもう時効になる税金もあります。

それに対して、同和地区のこの新築資金、改築資金、土地取得資金、いろいろ同対法で国が認めた事業でございますので、それはなぜそういう事業ができたのかというのは、貧困、差別、結婚、いろいろされて、本当に貧しく、やっと生きていけるかなあというような状況の部落に生まれたといいますか、そういう制度をつくったからこういうことになったのだろうと私は少し聞いております。

ただ、それだけ言ってもちゃんと制度があるんですから、その制度を活用してちゃんと立ち直って、人並みの生活ができるような人もたくさんいます。それにつきまして、小林さんが言われましたように、いろいろ問題点はたくさんあります。結婚、差別もあります。いまだかつて差別はほとんど解消されておりませんし、そしてまた昨年部落差別解消法という法律もできておりますので、どうかもう少し、町長をはじめ各職員さんの同和問題に対する認識を町民に啓発、啓蒙をしていただいて、そしてこのようなことを議員の人たちにもちゃんとした説明ではありませんが、勉強会なり今後やっていただければ、もう少しよくなるんじゃないかなと、こう思っております。

最後になりますが、以上のことから、私は平成31年度菊陽町一般会計案に賛成をいたします。各議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

終わります。

○副議長（甲斐榮治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号平成31年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 賛成多数です。したがって、議案第11号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第14号平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

国保税については、この間も引き下げを求めてきました。町内でも高過ぎて払えない世帯が急増しています。国保税滞納の差押えが平成28年度53件から平成30年度は130件にも上っています。また、一般質問でも取り上げましたが、今の国保税は生まれたばかりの赤ちゃんにかかる均等割もその負担を重くしている理由です。高過ぎて払いたくても払えない国保税の引き下げが必要であり、その対策ができていないため反対します。

以上です。

○副議長（甲斐榮治君） ほかに討論はありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 議案第14号平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計について賛成の立場で討論を行います。

平成30年度から新国保制度が施行され、県が国民健康保険の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の共同運営を担うことになりました。このことは、おおむね順調に進んでいるようであります。平成31年度は保険税税率は引き上げられておらず、現行のままで一般会計から法定外の繰入れもされておりません。また、事業費を見ますと、特定健診など健康事業の一層の充実が見られます。

生活習慣病の改善や疾病の早期発見、早期治療により医療費の適正化を図っていただき、また保険税の収納率の向上に取り組み、国保財政の健全な運営をされることをお願いし、私の賛成の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号平成31年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 賛成多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号平成31年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 賛成多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成31年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号平成31年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 賛成多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第3号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）

○副議長（甲斐榮治君） 日程第3、発議第3号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○4番（西本友春君） おはようございます。

それでは、発議第3号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書について提案理由を述べさせていただきます。

国内で発生する食品ロスの量は年間646万トンと推計されており、これは国連の世界食糧計画が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上ります。政府は国連の持続可能な開発目標、SDGsに沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め、国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は今や必要不可欠であり、国民一人一人がおのおのの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図っていくことが重要であります。また、まだ食べることができる食品については廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要であることから提案をさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（甲斐榮治君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員派遣について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

4月から6月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○副議長（甲斐榮治君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 異議なしと認めます。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、2月27日から本日までの17日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、可決いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

追加提案させていただきますのは、議案が1件、同意が1件の2件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第19号は、財産の無償譲渡についてであります。

内容は、武蔵ヶ丘第一保育園及び武蔵ヶ丘第二保育園を統合し、民営化するに当たり、移管先事業者において武蔵ヶ丘第一保育園の園舎及び旧武蔵ヶ丘支所を取り壊し、新園舎建設工事を行うため、既存の建物を無償で譲渡するものであります。

同意第1号は、菊陽町教育委員会教育長の任命についてであります。

上川幸俊教育長の任期が平成31年3月31日をもって満了しますが、次期教育長についても引き続き上川幸俊様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

上川様は、人格が高潔で教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職、教育行政の経験及び教育長としての経験を生かされ、さらに充実した菊陽町教育行政の推進を期待するところがあります。菊陽町の教育長として適任と考えますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（甲斐榮治君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議案第19号 財産の無償譲渡について

○副議長（甲斐榮治君） 追加日程第1、議案第19号財産の無償譲渡についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 議案第19号財産の無償譲渡について御説明いたします。

提案理由は、菊陽町公立保育所民営化計画に基づき、武蔵ヶ丘第一保育園及び武蔵ヶ丘第二保育園を統合し、民営化するに当たり、移管先事業者において武蔵ヶ丘第一保育園及び旧武蔵ヶ丘支所を取り壊し、新園舎建設工事を行うため、既存の建物を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件の財産を譲渡するに当たっては、町所有の財産のまま建物を町が直接壊すよりも先に移管先事業者へ譲渡し解体した方が財政的に有利でありますことから、今回のような手続を行うものです。

1枚めくっていただけますでしょうか。

1の無償譲渡する財産は、1つ目は武蔵ヶ丘第一保育園で、所在地は熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘3丁目3566番15、鉄筋コンクリートづくりの平家建ての建物で、床面積は450平方メートル、昭和51年建築の建物になります。あわせて、敷地内の建物の工作物、立木一式も譲渡いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の1ページを御覧ください。

武蔵ヶ丘第一保育園の位置図であります。

次の参考資料の2ページが建物の平面図であります。

議案のまた2枚目に戻っていただけますでしょうか。

2つ目は、旧武蔵ヶ丘支所で、所在地は熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘3丁目3566番14、鉄筋コンクリートづくり2階建ての建物で、床面積は176.4平方メートル、昭和49年建築の建物になります。あわせて、敷地内の工作物一式も譲渡いたします。

3枚めくっていただき、参考資料の3ページを御覧ください。

旧武蔵ヶ丘支所の位置図であります。

参考資料の4ページ、5ページが建物の平面図であります。

また、議案の2枚目に戻っていただけますでしょうか。

2の譲渡の相手方は、町内でこのとり保育園を運営されている、熊本県菊池市泗水町福本1792番地、社会福祉法人福芳会理事長塚本美津代様となります。

また、3の財産譲渡年月日は、平成31年4月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 同意第1号 菊陽町教育委員会教育長の任命について

○副議長（甲斐榮治君） 追加日程第2、同意第1号菊陽町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

上川教育長、退場をお願いします。

〔教育長 上川幸俊君 退席〕

○副議長（甲斐榮治君） 総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、同意第1号菊陽町教育委員会教育長の任命について御説明いたします。

先ほどの町長の提案理由の説明がありましたとおり、本年3月31日をもって上川幸俊教育長の任期が満了いたします。次期教育長につきましても引き続き上川幸俊様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

先に上川幸俊様の略歴につきましては資料としてお渡ししておりますが、これを簡単に説明させていただきます。

上川幸俊様は、住所が菊陽町大字原水1173番地3、緑陽台地区にお住まいでありまして、生年月日は昭和30年4月6日生まれで63歳になられます。上川様は、昭和54年4月から熊本県立阿蘇農業高等学校教諭を皮切りに高等学校の校長等を歴任されておりまして、平成24年4月からは熊本県教育庁高等教育課長と4年間の教育行政を経験されまして、総括審議員兼教育指導

局長を最後に平成28年3月に退職されております。定年退職後は学校法人熊本学園大学学長参与を経まして、平成29年4月から菊陽町教育委員会教育長に就任され、現在に至っております。

上川様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職、教育行政の経験及び教育長としての経験を生かされ、さらに充実した菊陽町教育行政の推進が期待されるところでございます。菊陽町の教育長として適任だと思いますので、御同意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（甲斐榮治君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（甲斐榮治君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

上川教育長の入場を許可します。

〔教育長 上川幸俊君 入場〕

○副議長（甲斐榮治君） ただいま同意第1号で同意しました上川幸俊君が議場においでですので、全員一致で同意したことを告知します。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成31年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。


~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時9分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会副議長 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議員 阪 本 俊 浩

菊陽町議会議員 西 本 友 春

菊 陽 町 議 会 会 議 録  
平成31年第1回3月定例会

平成31年3月発行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 渡 邊 裕 之  
編集人 菊陽町議会事務局長 高 木 定 伸  
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電 話 (092) 831-0700(代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電 話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919